

産業財産権に関する知的財産法の一部条項を詳細に規定し、その施行ガイドラインを提供する政府の 2006 年 9 月 22 日付政令第 103/2006/ND-CP 号の施行ガイドラインを提供する省令

2005 年 11 月 29 日付知的財産法に基づき、

産業財産権に関する知的財産法の一部条項を詳細に規定し、その施行ガイドラインを提供する政府の 2006 年 9 月 22 日付政令第 103/2006/ND-CP 号に基づき、

科学技術省の機能、任務、権限及び組織機構を規定する政府の 2003 年 5 月 19 日付政令第 54/2003/ND-CP 号及び政令第 54/2003/ND-CP 号の一部条項を改正、補正する政府の 2004 年 1 月 16 日付政令第 28/2004/ND-CP に基づき、

科学技術省は、政府の 2006 年 9 月 22 日付政令第 103/2006/ND-CP 号の施行ガイドラインを下記の通り提供する。

## 第 1 章 産業財産権確立手続

### 第 1 節 産業財産権確立手続に関する総則

#### 1. 産業財産権確立根拠

- 1.1 産業財産権は、2005 年 11 月 29 日付知的財産法（以下「知的財産法」という）の第 6 条の第 3 項、及び産業財産に関する知的財産法の一部条項を詳細に規定し、その施行ガイドラインを提供する政府の 2006 年 9 月 22 日付政令第 103/2006/ND-CP 号（以下「産業財産に関する政令」という）の第 6 条の第 1 項、第 2 項、第 3 項、及び第 4 項に規定する根拠、並びに本項の具体的な規定に基づき、発生する/確立する。
- 1.2 発明、半導体集積回路の回路配置（以下「回路配置」という）、工業意匠及び商標に係る産業財産権は、その対象の登録者に保護証書を付与されることに関する国家知的財産庁の決定に基づき、確立される。国家知的財産庁により保護証書を付与された者は、所有者であり、保護証書に記述する保護範囲内、かつ保護証書の有効期限内に、産業財産権対象に係る権利を得る。紛争が発生した場合に、産業財産権対象の所有者は、その他の証拠を要せずに、保護証書を自らの権利の証明根拠として利用することができる。
- 1.3 地理的表示に係る産業財産権は、地理的表示管理機関に、地理的表示登録証明書を付与することに関する国家知的財産庁の決定に基づき、確立される。
- 1.4 マドリッド協定及びマドリッド協定議定書に従い、国際登録を行った商標

(以下「国際登録商標」という)に係る産業財産権は、商標の所有者の請求に応じて、国家知的財産庁により付与された保護認容決定、又はベトナムでの保護の国際登録商標の証明書に基づき、確立される。上記の決定及び証明書は、ベトナムで商標を登録した者に付与された保護証書と同じように有効である。

- 1.5 周知商標に係る産業財産権は、国家知的財産庁に登録する手続を行わずに、広く消費者に知られるに至った一般的な通用に基づき、確立される。周知商標に係る権利を行使し、その紛争を解決するときは、その商標の所有者は、知的財産法の第 75 条に規定する評価基準で、自らの権利を証明しなければならない。
- 1.6 商号に係る産業財産権は、国家知的財産庁に登録する手続を行わずに、その商号の適法な使用に基づき、確立される。商号に係る権利を行使し、その紛争を解決するときは、商号の所有者は、その商号が当該所有者により使用された期間、領土、分野を表示する証拠で、自らの権利を証明しなければならない。
- 1.7 営業秘密に係る産業財産権は、国家知的財産庁に登録する手続を行わずに、営業秘密形成の情報を見出し、作り出し、又は取得し、かつその情報の秘密を保持するための金融、知識に関する投資活動、又はその他の合法的な事業の結果に基づき、確立される。営業秘密に係る権利を行使し、その紛争を解決するときは、営業秘密の所有者は、営業秘密形成情報が作り出され、見出され、取得された事業を表示する証拠、及びその情報の秘密保持措置で、自らの権利を証明しなければならない。
- 1.8 不正競争を防止する権利は、国家知的財産庁に登録する手続を行わずに、競争活動の実践に基づき、確立される。不正競争防止権利を行使するときは、所有者は、競争活動に関する営業の対象、分野、領域、及び期間を表示する証拠で、自らの権利を証明しなければならない。

## 2. 産業財産登録申請書の出願人

- 2.1 産業財産登録申請書の出願人（以下「申請書出願人」という）は、発明、回路配置、工業意匠、商標、又は地理的表示の登録申請書を提出する組織又は個人である。発明、回路配置、工業意匠、又は商標の保護証書が付与された場合に、申請書出願人は、保護証書の所有者として認められる。地理的表示の保護証書が付与されたときは、申請書の出願人は、その地理的表示の登録者として認められる。
- 2.2 申請書の出願人は、知的財産法の第 86 条、第 87 条、及び第 88 条、ならびに産業財産に関する政令第 7 条、第 8 条、及び第 9 条に規定する産業財産登録権の要件を満たさなければならない。その要件に該当しないときは、産業財産登録は、不適法であるとみなされる。

## 3. 申請書の出願人の代理人

- 3.1 申請書の出願人は、自ら、又は適法な駐ベトナム代理人を通じて、本項及び

本省令の第4の規定に基づき、国家知的財産庁に産業財産を登録する手続を行う。

- 3.2 下記の組織又は個人は、申請書の出願人を代理することができる。
- a) 知的財産法の第89条の第1項に規定する組織又は個人の場合：
    - (i) 申請書の出願人が個人である場合：法律上、又は出願人の委任による代理人、出願人の委任による産業財産権代理業務組織。
    - (ii) 申請書の出願人が組織である場合：出願人の法律上の代理人、又は出願人の法律上の代理人の委任を受けた組織に所属する者；産業財産権代理業務組織（出願人の委任による）；ベトナム駐在員事務所長、又は支店長（出願人が外国組織である場合）。
  - b) 知的財産法の第89条の第2項に規定する組織又は個人の場合：産業財産権代理業務組織（出願人の委任による）。
- 3.3 産業財産登録手続を行う際に、国家知的財産庁は、出願人又は出願人の適法な代理人のみを通じて取引することを認められる。本省令の規則3.2に規定する場合に該当しない組織又は個人は、不適法な代理人であるとみなされる。

#### 4. 産業財産登録手続進行の代理委任

- 4.1 産業財産登録手続進行の代理人委任及び代理人委任の実施（以下「委任」という）は、民事法の第3部の委任関連の法律規定及び本省令の各規定を遵守しなければならない。
- 4.2 委任は、文書（委任状）で表示され、かつ下記の主要な内容を網羅する。
- a) 権限委任者及び権限保持者の十分な名前（氏名）及び住所。
  - b) 委任代替受任者又は権限再委任の受任者の十分な名前（氏名）及び住所。
  - c) 委任範囲及び委任業務の量。
  - d) 委任期間（無期限の委任状は、委任者が委任終了を宣言する際に、無効になる）。
  - e) 委任状の調印日。
  - g) 委任者（及び委任代替受任者、再委任受任者）の適法な代理人の署名（氏名及び職務を明記し、もし印があれば、押印する）。
- 4.3 国家知的財産庁との手続における委任状の発効日は、下記の通り判定される。
- a) 国家知的財産庁が適法な委任状を受領する日。
  - b) 国家知的財産庁が適法な委任代替、又は再委任を承認する日。
  - c) 国家知的財産庁が委任範囲変更、期限未満の委任終了、受任者の住所変更に関する通知書を受領する日。
- 4.4 委任代替、又は再委任の場合には、委任代替の受任者、又は再委任の受任者は、委任者が国家知的財産庁との以前の手続で実施したことから発生する全ての問題に責任を負うことを確約してはじめて、委任状が適法なものとして扱われる。
- 4.5 委任状の委任範囲が独立の手続を含み、かつ委任状の原本が国家知的財産庁

に提出された場合には、権限保持者は、次の手続を行う際に、委任状の謄本を提出し、その委任状原本の参照番号を正確に提供しなければならない。

## 5. 申請書の出願人の責任及び代理人

- 5.1 出願人及び出願人の代理人は、下記の各規定を遵守して、産業財産権登録期限内に、国家知的財産庁に提供した情報及び資料の誠実性の確保に責任を負う。
  - a) 全ての手続書類は、出願人又は代理人の署名で確認され、組織の印（もしあれば）を押印されなければならない。公証人、又はその他の政府管轄機関の認証を要する場合には、当該認証を得なければならない。
  - b) 外国語手続書類のベトナム語翻訳文の全ては、出願人が原本の原文のままです訳されることを確約する旨をつけなければならない。
- 5.2 出願人は、国家知的財産庁との取引から発生する出願人の代理人による手続の結果及び義務に責任を負う。
- 5.3 出願人の代理人は、国家知的財産庁との取引において、虚偽の情報を申告し、提供した全ての結果について、出願人に対する責任を負い、損害を及ぼした場合には、これを賠償しなければならない。
- 5.4 以下、別途の規定がない限り、出願人及び出願人の代理人は、集合的に「出願人」という。

## 6. 保護証書付与決定以前の第三者の意見の処理

- 6.1 いかなる組織又は個人も、産業財産権登録申請書が産業財産官報に掲載された時から、保護証書を付与する決定を下すまでに、登録権、優先権、保護要件及び知的財産法の第 112 条に規定する産業財産権登録申請書関連のその他の諸問題についての意見を国家知的財産庁に文書で送付することができる。第三者意見書は、産業財産権登録申請書の処理過程における情報源とみなされる。
- 6.2 国家知的財産庁は、第三者の意見を文書で受けた時から 1 ヶ月以内に、出願人にその意見を通知し、かつ通知日から最大 1 ヶ月の期限を設定して、文書で応答するよう通知する。国家知的財産庁は、出願人の応答意見を受けた後に、必要に応じて第三者に対応意見を通知し、かつ通知日から 1 ヶ月の最大の期限を設定し、第三者に、文書で、その対応意見に応答するよう求める。国家知的財産庁は、各関係者により提供された証拠、論拠及び申請書の資料に基づき、出願人及び第三者の意見を処理する。
- 6.3 国家知的財産庁は、第三者の意見に根拠がないと判断する場合、出願人に対してはその意見を通知する必要はないが、第三者に対しては拒絶の理由を明確にして意見書の拒絶を通知する。
- 6.4 国家知的財産庁は、第三者の意見が登録権に関連し、第三者の意見に根拠があるか否かを判定できない場合、裁判所に提訴できるよう第三者に通知する。国家知的財産庁が通知書を発出した時から 1 ヶ月以内に、第三者が裁判所に提

訴したことについて、国家知的財産庁に通知しない場合、国家知的財産庁は、第三者が意見を撤回したものと判断する。国家知的財産庁が上記の期限内に第三者から通知書を受けた場合、国家知的財産庁が申請書の処理を中止し、裁判所の紛争解決結果を待機する。裁判所の解決結果の受領後、申請書の処理がその結果に基づいて行われる。

- 6.5 国家知的財産庁は、必要に応じて、かつ両当事者の請求があれば、第三者と出願人との直接対話を組織し、異議のある問題を明確化する。
- 6.6 出願人が第三者の異議に応答する期間は、国家知的財産庁が関連の手続を行う期間に計上しないものとする。

## 7. 産業財産登録申請書に関する一般要件的要件

### 7.1 最少の書類

国家知的財産庁は、出願時に、知的財産法の第 100 条の第 1 項の a、b、e、第 108 条の第 1 項及び下記に規定する各資料を含む産業財産権登録申請書（以下「申請書」という）だけを受け付ける。

- a) 発明、回路配置、工業意匠、商標及び地理的表示の場合、必要な資料は、下記のものを含む。

- (i) 登録申請書。

- (ii) 登録を請求する産業財産権対象を表示する資料、物件見本、及び情報。  
特に、発明に係る登録申請書については、発明の明細書；工業意匠に係る登録申請書については、工業意匠の写真、図面及び明細書；商標に係る登録申請書については、商標の見本及び商標に係る商品及びサービスのリスト；地理的表示については、地理的表示を付した製品の特徴、品質の明細書及び地理的表示の該当地理地域の地図である。

- (iii) 料金及び手数料納付の証明書

国家知的財産庁は、上記の各資料のいずれかが足りないときは、申請書の受理を拒むことができる。

- b) 団体商標又は証明商標の登録申請書の場合、上記の 7.1.a に規定する各資料の他に、下記の各資料を添付しなければならない。

- (i) 団体商標又は証明商標の使用規制。

- (ii) 商標に係る製品の特徴的な（又は特殊的な）性質、品質の明細書（登録を求める商標が特殊な性質を有する製品の団体商標、製品の品質の証明商標、又は地理的原産地の証明商標である場合）。

- (iii) 領土判定地図（登録を求める商標が製品の地理的原産地を証明する商標である場合）。

### 7.2 申請書に対する要件

- a) 申請書は、知的財産法の第 100 条及び第 101 条に規定する一般要件、及び本省令の規則 23、規則 28、規則 33、規則 37 及び規則 43 において詳細なガイドラインを提供する知的財産法の第 102 条、第 103 条、第 104 条、第 105 条、及び

第 106 条に規定する産業財産権対象別の個別要件を満たさなければならない。

- b) 申請書は、処理過程における技術的要件を確保するため、下記の方式的要件を満たさなければならない。
    - (i) 各々の申請書は、1 通の保護証書付与を請求することを認められ、かつ付与を求める保護証書の種類は、申請書に記述する産業財産権対象に整合しなければならない。
    - (ii) 申請書の全ての資料は、本省令の規則 7.3 及び規則 7.4 に基づきその他の言語で作成できる各資料を除き、ベトナム語で作成されなければならない。
    - (iii) 申請書の全ての資料は、用紙 A4 サイズ (210mm x 297mm) で、縦の方向で記述され (図面、図及び図表は横の方向でもよい)、四方のマージン幅 20mm で表示しなければならない。ただし、申請書の記入を目的としない出典のある補助的な資料を除く。
    - (iv) 指定様式で作成する必要のある資料の場合、その用紙を使用し、相応なところに、情報を十分に記入しなければならない。
    - (v) 一種類の資料が複数ページからなる場合、ページ番号をアラビア数字で表示しなければならない。
    - (vi) 資料は、修正及び消去無しに、明確かつ明瞭に、褪せ難いインクで、タイプ、又は記載しなければならない。国家知的財産庁に提出された資料にスペルの誤りが発見された場合、出願人はその誤りを補正することができるが、補正箇所には、補正確認のため署名 (かつ押印 (もしあれば)) しなければならない。
    - (vii) 申請書に記入する用語は、通用の用語でなければならない (地方の方言、希有の言葉、自製の言葉を使用しない)。申請書に記入する記号、測量単位、電子文字フォント、及びスペル規則は、ベトナム規準を遵守しなければならない。
    - (viii) 申請書には、申請書の一部又は全部の内容の電子データを保有する物件である補助的な書類を添付することができる。
  - c) 申請書は、資料の部数、見本、図面、写真に関する要件及び本省令に規定する要件に十分に該当しなければならない。
  - d) 申請書の申請書及びその他の資料は、強制的かつ一貫した情報を十分に保有する。申請書資料のベトナム語翻訳文は、原本に整合しなければならない。委任状は、委任範囲内の業務内容を網羅しなければならない。
  - e) 申請書に記述する対象は、規定の通りにグループに分け、分類されなければならない。
  - g) 政府管轄機関 (申請書の最初受領機関、公証機関、人民委員会など) の認証を要する各資料の場合、その機関の押印を施さなければならない。
- 7.3 下記の各書類は、ベトナム語以外の言語で作成できるが、ベトナム語に訳さなければならない。
- a) 委任状。

- b) 出願人が他人の登録権を享受する場合の登録権認証書類（相続証明；提出済みの申請書の譲渡を含む申請書提出権利譲渡の証明、又は合意；業務委託契約又は労働契約など）。
  - c) 最先の出願申請書の謄本に対する優先権主張根拠の証明書類；最先の商標登録申請書に属する商品及びサービスのリスト；他人から優先権を譲り受ける場合の優先権譲渡文書。
- 7.4 下記の各資料は、ベトナム語以外の言語で作成できるが、国家知的財産庁に求められた場合には、ベトナム語に訳さなければならない。
- a) 優先権主張の基礎となる最先の申請書謄本。
  - b) 申請書を補助するためのその他の各書類。

## 8. 産業財産権登録料金及び手数料

8.1 出願人は、財政省の規定に基づき、料金及び手数料を納付しなければならない。

### 8.2 料金及び手数料の徴収

- a) 国家知的財産庁は、申請書又はその他の手続の進行請求を受けたときは、出願人に対し、規定の通りに料金及び手数料を納付することを求め、申請書資料の添付料金及び手数料納付証書を検査する。
- b) 国家知的財産庁は、料金及び手数料が規定の全額に納付されない場合、徴収通知書を作成し、出願人に通知する。

出願人が料金及び手数料を全額納付した場合、国家知的財産庁は、納付済みの料金及び手数料の金額を明記する料金及び手数料の領収書を 2 通発行し、うち 1 通が料金及び手数料納付証書として申請書に添付される。

### 8.3 料金及び手数料の返還

- a) 下記の場合、納付済みの料金及び手数料は、出願人の請求に応じて、その一部又は全額を返還される。
  - (i) 規定金額以上に納付した料金及び手数料。
  - (ii) 納付したが、実施すべき事情が発生しないため、当該業務が行われない料金及び手数料。
- b) 国家知的財産庁は、料金及び手数料返還の請求を受け入れた場合、料金及び手数料返還通知書を作成し、金額及び返還方法を明記し、出願人に送付する。
- c) 国家知的財産庁は、料金及び手数料返還請求を受け入れない場合、拒絶の理由を明記して出願人にその旨を通知する。

## 9. 期間

- 9.1 知的財産法、産業財産に関する政令及び本省令に規定する各期間は、民事法の第 1 部の第 8 章の規定に基づいて算出される。
- 9.2 出願人及び関係者による書類もしくは意見の提出、又は補正もしくは補足の期間は、設定期間と同じ期間で、1 回のみ延長することができる。ただし、期

間延長の請求者は、設定した期間の満了日の前に、期間延長請求書を提出し、規定の通りに料金を納付しなければならない。

- 9.3 出願人は、請求書を発出し、規定の通りに料金を納付した時に、国家知的財産庁が規定の期日の前に、手続を行うことを請求することができる。国家知的財産庁がその請求を受け入れない場合、出願人にその旨を通知し、理由を明確化する。

## 10. 書類及び保護証書の様式

- 10.1 申請書資料の様式は、本省令の付属書に規定される。出願人は、上記の様式を利用し、産業財産権登録手続を行う際に、申請書の各資料を利用する。
- 10.2 保護証書各種の様式は、本省令の付属書に規定される。国家知的財産庁は、使用中の保護証書の合法性を検査するために、発行した保護証書の様式を保存する責任を負う。保護証書様式の変更は、科学技術大臣の決定による。

## 11. 一般手続

産業財産権登録申請書の全ては、国家知的財産庁により下記の手順で処理される：申請書の受理；申請書方式審査；適正申請書の公開；申請書実体審査（申請書実体審査手続を行わない回路配置の登録申請書を除く）；保護証書の発行又は発行拒絶；登録及び保護証書の発行及び公開。

## 12. 申請書の提出及び受理

- 12.1 申請書は、国家知的財産庁又は国家知的財産庁により設立された受付部署で提出することができる。申請書は、上記の申請書受付部署に郵便で送付することができる。
- 12.2 国家知的財産庁は、申請書が提出されたときは、申請書の資料を検査し、申請書の資料リストと比較し、申請書を受理するか否かを決定する。
- a) 申請書受理担当官は、申請書が本省令の規則 7.1 に規定する最少書類を含む場合、申請書の出願日及び出願番号を申請書に押印する。
- b) 申請書受理担当者は、申請書が本省令の規則 7.1 に規定する最少書類のいずれかを欠く場合、申請書受理を拒絶し、又は出願人に国家知的財産庁による申請書受理拒絶通知書を送付する（申請書が郵便で提出された場合）。国家知的財産庁は、申請書の受理を拒絶する場合、出願人に申請書の各資料を返却する必要はないが、本省令の規則 8 に規定する料金及び手数料返還手続に従い、料金及び手数料を返還しなければならない。
- c) 国家知的財産庁は、申請書が受理された場合、出願日及び出願番号の確認のために押印し、申請書書類リストの検査結果、受理担当者の氏名及び署名を入れた 1 通の申請書を出願人に手交する（送付する）。上記の手交（送付）の申請書は、申請書の受領書として有効である。

## 13. 申請書方式審査



### 13.1 申請書方式審査の目的及び内容

申請書方式審査は、申請書に適用される方式面での規則の遵守に関する審査であり、申請書が有効かどうかを判断する基礎となる。

適正申請書は、引き続き審査される。不適正申請書は、拒絶される（引き続き審査されない）。

### 13.2 適正申請書

申請書は、本省令の規則 7 の要件を満たし、下記の場合のいずれにも該当しない場合、適正であるとみなされる。

- a) 申請書がベトナム語以外の言語で作成されたこと。ただし、本省令の規則 7.3 及び規則 7.4 に規定する場合を除く。
- b) 申請書に、創作者（発明登録、工業意匠登録及び回路配置登録の場合）、出願人、代理人に関する情報が記入されず、かつ出願人、又は代理人の署名、及び・又は印が入らない；商標登録申請書が商品、サービスのリストを欠く；地理的表示登録申請書が地理的表示に係る製品を列挙しない。
- c) 出願人が登録権を有しないことを証明する根拠がある。
- d) 申請書が知的財産法の第 89 条の規定に反して提出された。
- e) 本省令の規則 13.3 に規定する誤りを有する申請書が適正性に影響を及ぼし、かつ国家知的財産庁により補正を求められたが、出願人が補正せず、又は当該補正が不適切である。
- g) 申請書に記述する対象が、明確に、知的財産法の第 59 条、第 64 条、第 69 条、第 73 条及び第 80 条に規定する保護の対象外であると判断する根拠がある。複数の対象を網羅する申請書が本省令の規則 13.2.a 及び規則 13.3.b、c に規定する場合に該当し、申請書に記述する対象の一又は複数に関連する不備がある場合、（不備のある対象に対応した部分について）一部不適法であるとみなされ、残りの対象が適法であるとみなされる。

### 13.3 方式審査段階における申請書の誤りの処理

国家知的財産庁は、申請書が依然として下記の誤りを有する場合、通知日から 1 ヶ月以内に補正するよう出願人に通知する。

- a) 本省令の規則 7.2 に規定する形式要件に該当しない申請書（提出すべき書類のいずれかの部数を欠く；申請書が一貫性を欠く；申請書が表示形式に関する要件を満たさない；商標登録申請書が登録商標の種類を明記せず、商標の明細を欠き、商品及びサービスの分類が不正確であり、必要な場合に優先権主張資料の翻訳文が提出されない；各資料に記述する出願人の情報が一貫性を欠き、消去され、又は規定の通りに認証されていないなど）。
- b) 申請書出願料金及び申請書公開料金を全額納付されていない。
- c) 委任状がなく、又は委任状が不適法である（代理人を通じて提出した場合）。

### 13.4 申請書出願日判定

申請書出願日は、下記の通り決定される。

- a) 申請書出願日は、本省令の規則 12.2.a の規定に基づき、国家知的財産庁により受理され、申請書に押印された申請書受領印に記入される。

- b) ベトナムを指定、及び・又は選択する国際出願の申請書の場合には、申請書出願日が国際出願日となる。

#### 13.5 優先日の判定

- a) 申請書が優先権を主張せず、又は優先権を主張したが、国家知的財産庁により認められない場合、申請書は優先日を有しないものとみなされる。
- b) 申請書が優先権を主張する場合、優先日は、上記要件を満たし、国家知的財産庁により認められた優先日である。
- c) 優先権主張に応じた優先日の決定は、知的財産法の第 91 条に規定する原則及び産業財産権に関する政令第 10 条の第 1 項の b、c 及び d の当該規定に基づき、ベトナムで提出した最先の申請書に基づく。

#### 13.6 方式審査結果通知及び適正申請書受理通知

- a) 申請書が本省令の規則 13.2 に規定する場合のいずれかに該当し、又は本省令の規則 13.3 に規定する誤りを有する場合、国家知的財産庁は、適正申請書の受理拒絶の予定を出願人に通知する。通知書には、出願人の名前、住所、産業財産権代理業務組織の名前及び住所（当該組織を通じて、申請書を提出した場合）、拒絶の可能性のある理由及び誤りを明記するとともに、出願人が意見を述べ、又は誤りを補正するために、通知日から 1 月の期間を設定する。
- b) 適正申請書の場合、国家知的財産庁が適正申請書受理を出願人に通知し、その通知書に、出願人の名前、住所、代理の権限保持者（もしあれば）の名前及び申請書に記述する対象関連の情報、申請書出願日、優先日（優先権主張が認められなかった場合、その理由を明記しなければならない）。

#### 13.7 申請書受理の拒絶

国家知的財産庁により適正申請書受理の拒絶主旨の予定の通知書を送付された出願人が、設定期間以内に、誤りを補正せず、補正が不十分であり、異議を申し立てず、又は異議が適当でない場合、国家知的財産庁は、申請書受理の拒絶予定の通知書を送付し、出願人の要求に対応する方式審査後の業務に関する納付済み料金及び手数料を返還する。

#### 13.8 申請書方式審査期間

- a) 方式審査期間は、出願日から 1 ヶ月である。
- b) 申請書方式審査中に、出願人が自主的に、又は国家知的財産庁の求めに応じて、書類を補正又は補足した場合、方式審査期間は、書類の補正又は補足のための期間分で延長される。
- c) 国家知的財産庁は、上記の規則 13.8.a に規定する期間満了日の前に、方式審査を完了し、かつ本省令の規則 13.6 の規定に基づき、出願人に結果の通知書を送付する。

### 14. 適正申請書の公開

14.1 適正であると認められた全ての申請書は、国家知的財産庁により、産業財産官報で公開される。出願人は、申請書公開料金を納付しなければならない。

#### 14.2 申請書公開期間

- a) 発明登録申請書の公開：

- (i) 発明登録申請書は、優先日、もしくは申請書が優先日を有しない場合には出願日から第 19 月目の月内、又は適正申請書の受理日から 2 ヶ月内のいずれかのより遅い期日に公開される。
- (ii) 特許協力条約に基づく発明登録申請書（以下「PCT 申請書」という）は、申請書が国内段階に入った後に、適正申請書の受理日から 2 ヶ月以内に公開される。
- (iii) 早期公開請求のある発明登録申請書は、国家知的財産庁による早期公開請求書の受領日又は適正申請書の受理日のいずれかのより遅い期日から 2 ヶ月以内に公開される。
- b) その他の申請書の公開：回路配置登録申請書、工業意匠登録申請書、商標登録申請書、又は地理的表示登録申請書は、適正申請書の受理日から 2 ヶ月以内に公開される。

#### 14.3 申請書公開内容

産業財産官報に公開された分割申請書を含め、適正申請書に関する情報は、適正申請書受理通知書に記述する方式関連の適正申請書の情報、適正申請書に関する情報（申請書の譲渡、申請書の分割、分割申請書の整理番号など）；図面を添付した発明要約書；工業意匠の写真、又は図面；商標見本及び添付の商品及びサービスリスト；地理的表示を付した製品の特徴要約書及び地理的表示を付した製品の名前を含む。

#### 14.4 公開された適正申請書に関する情報へのアクセス

全ての人、産業財産官報に公開された申請書に記述する対象の本質についての情報にアクセスすることができる。また、規定の料金を支払って、その情報の提供を国家知的財産庁に請求することができる。

### 15. 申請書実体審査

#### 15.1 目的及び適用範囲

- a) 申請書実体審査の目的は、保護要件に従い、申請書に記述する対象の被保護可能性を評価し、該当保護範囲（量）を判定することである。
- b) 実体審査手続は、回路配置登録申請書には適用しないものとする。

#### 15.2 情報検索結果の使用

- a) 国家知的財産庁は、優先権のある発明登録申請書・工業意匠登録申請書の審査において、外国での当該申請書の情報検索結果及び審査結果を使用することができる。
- b) 出願人は、（自主的に、又は国家知的財産庁の求めに応じて）、申請書の実体審査のために、下記の各資料を提供することができる。
  - (i) 発明登録申請書又は工業意匠登録申請書の場合：申請書において言及された対象について、外国で提出した情報検索結果又は審査結果；外国で提出した同様の申請書に基づき付与された保護証書の謄本；外国の管轄機関から出願人に提供された発明登録申請書の対象に関する技術的狀態に関する資料及びその他の資料。

- (ii) 商標登録申請書又は地理的登録申請書の場合：商標又は地理的表示の使用過程の説明資料を含め、外国で保護した商標又は地理的表示の使用を証明する資料及びその他の資料。

#### 15.3 誤りの補正、申請書の内容説明、情報提供

- a) 国家知的財産庁は、実体審査にとって必要である場合には、出願人に対して、申請書の内容を説明し、対象の性質に関する情報提供を求めることができる。
- b) 誤りのある申請書の各資料の補正又は補足は、出願人自身により行われる。国家知的財産庁は、出願人が文書で請求する場合に限り、上記の補正又は補足を行うことができる。申請書補正又は補足の請求書は、出願の関連資料に添付され、出願の公式な資料とされる。

#### 15.4 期間満了前の実体審査終了

- a) 下記の場合には、実体審査は期間満了前に終了する。
  - (i) 対象の性質を明確に表示しない申請書：明細書又は商品及びサービスのリストなどの対象本質についての資料が不足しているため、対象の性質を特定できず、又は発明登録申請書の対象の性質に関する情報が不明瞭又は簡潔過ぎるため、保護を求める対象を特定できない。
  - (ii) 対象が申請された保護証書の種類に不整合であり、又は規則上保護を受けることができない。
  - (iii) 対象が特定の保護要件の一つ又は複数に該当しないと判断する根拠があるため、その他の条件を評価することなしに、対象が保護要件に該当しないと判断することができる。
  - (iv) 出願人が本省令の規則 15.3 に規定する国家知的財産庁の求めに応じず、誤りの補正、申請書の内容説明、又は情報提供を行わない。
  - (v) 出願人が申請書実体審査の終了を請求し、又は出願の取り下げもしくは取消を請求する。
- b) 規則 15.4.a (v)に規定する場合を除き、国家知的財産庁は、出願人に対し、理由を明記した期間満了前の実体審査終了の通知書を送付し、出願人が意見を提出する期間として通知日から2ヶ月の期間を設定する。

#### 15.5 申請書実体審査の再開

- a) 国家知的財産庁は、出願人が本省令の規則 15.4.b に規定する期限内に、申請書実体審査終了通知の異議を申し立てた場合、当該異議を検討する。
- b) 国家知的財産庁は、異議が妥当である場合、実体審査を再開する。出願人による意見提出期間は実体審査期間に算入しないものとする。  
国家知的財産庁は、異議が不当である場合、実体審査を正式に終了し、かつ保護証書付与拒絶の通知書を発出する。出願人は、本省令の規則 22 に規定する手続に従い、本通知書に対して審判を請求することができる。

#### 15.6 審査内容

- a) 実体審査は、下記の内容を網羅する。
  - (i) 申請書上の対象と申請された保護証書の種類との適合性を評価すること。

- (ii) 保護要件別で対象を評価すること。
- (iii) 先願主義の遵守を検査すること。
- b) 保護要件の評価は、対象別で順次に行われる（複数の対象を含み、一貫性が確保されている場合）。各々の対象について、その評価は保護要件別に行われる。
  - (i) 発明登録申請書の場合、評価は、（請求された）保護範囲に含まれる各規則に関して順次に行われる。
  - (ii) 工業意匠登録申請書の場合、評価は、各製品の意匠について、順次に行われる（申請書が製品のセットに言及する場合）；申請書が複数のバリエーションに言及する場合に、評価は、基本バリエーション（申請書に最初に記載されたバリエーション）から順次に行われる。
  - (iii) 商標登録申請書の場合、評価は、商品・サービスリストに記述された商品・サービスごと順次に行われる。
- c) 上記の規則 15.6.b の(i)、(ii)、及び(iii)に記述する実体審査は、その対象を保護要件で評価し、その対象が保護要件に対応するか否かを判断する根拠がある場合に、終了する。具体的には、下記の通りである。
  - (i) 対象が保護要件の一つ・複数・全部に対応しないと判断する理由を見出す、又は、
  - (ii) 対象が保護要件の少なくとも一つに対応しないと判断する理由を見出さない。
- d) 本省令の規則 15.7.a に規定する通知書を発出する前に、国家知的財産庁は、申請書実体審査の開始日の後に受理されたより早い優先日を有する関連出願を検査することにより、実体審査の結果を見直す。

## 15.7 実体審査終了業務

### a) 実体審査結果の通知

国家知的財産庁は、遅くとも本省令の規則 15.8 に規定する実体審査期限の満了日に、下記の通知書のいずれかを出願人に送付する。

- (i) 申請書に記述する対象が保護要件に該当しない場合に、国家知的財産庁は、拒絶の理由を明確にした保護証書付与拒絶の予定通知書を発出する。当該通知書においては、保護範囲（量）の補正を指示し、かつ出願人が意見を出し、要求に対応するのに、通知書の発出日から 2 ヶ月の期間を設定することができる。出願人は、本省令の規則 9.2 の規定に基づき、上記の期間の延長を請求することができる。
- (ii) 申請書に記述する対象が保護要件を満たすが、申請書が誤りを含む場合、国家知的財産庁は、保護証書付与拒絶の予定通知書を発出し、その申請書の誤りを明確化し、かつ出願人が説明意見を提出し、誤りを補正するために、通知書の発出日から 2 ヶ月の期間を設定する。出願人は、本省令の規則 9.2 の規定に基づき、上記期間の延長を請求することができる。
- (iii) 申請書に記述する対象が保護要件に該当し、又は出願人が上記の 15.7.a (i)及び(ii)に規定する期限内に、求めに応じて誤りを補正し、又は妥当な説明意見を出した場合に、国家知的財産庁は、保護証書付与趣旨の通知書を発出し、か

- b) 上記の 15.7.a (i)及び(ii)に規定する期間が満了しても、出願人が誤りを補正せず、その補正が不十分であり、異議を申し立てず、又は異議が不当である場合、上記の期間の満了日から 15 日間以内に、国家知的財産庁は、保護証書付与拒絶通知書を発出する。出願人は、本省令の規則 22 の規定に基づき、審判請求を行うことができる。
- c) 出願人が上記の 15.7.a (iii)に規定する期限内に、保護証書付与料金、保護証書付与決定公開料金、又は登録料金を納付しない場合、国家知的財産庁は、当該期間の満了日から 15 日以内に、保護証書付与拒絶通知書を発出する。発明登録申請書の場合には、上記の 15.7.a (iii)に規定する期限内に、出願人が保護証書付与料金、保護証書付与決定公開料金、及び登録料金の満額を納付したが、発明特許又は実用新案の特許の一年目の年金を納付しないときは、その保護証書は付与されるが、付与の後に無効となる。

## 15.8 期間

- a) 申請書実体審査期間は、下記の通り判定される。
  - (i) 発明登録申請書の場合、実体審査請求書の受理日（その請求書が申請書の公開日の後に提出される場合）又は申請書の公開日（その請求書が申請書の公開日の前に提出される場合）から 12 ヶ月。
  - (ii) 工業意匠登録申請書、商標登録申請書、又は地理的表示登録申請書の場合、申請書の公開日から 6 ヶ月。
- b) 出願人が、申請書実体審査中に、自主的に又は国家知的財産庁の求めに応じて、申請書を補正もしくは補足し、又は説明する場合、実体審査期間は、出願人がそれらの手続を行う期間延長される。

## 16. 申請書の再審査

16.1 保護証書付与予定又は付与拒絶予定の通知書の発送後、異議が申し立てられたときは、申請書の再審査を行う。

- a) 下記の場合に、知的財産法の第 117 条の第 4 項に規定する申請書の再審査が行われる。
  - (i) 保護証書付与予定又は付与拒絶予定の通知書の発出日から保護証書付与決定又は拒絶通知の発送日までの期限内に、出願人が国家知的財産庁に意見書を送付する；又は、第三者により、自らの意見を表明する合理的な条件又は機会を与えられないことに関して正当な理由を付した意見書が作成される。
  - (ii) 上記の 16.1.a (i)に規定する意見に理由があり、証拠又は信頼するに値する情報源への参照により補強されている。
  - (iii) 上記の 16.1.a (i)に規定する意見を証明する論拠又は証拠は、以前に提出した論拠もしくは証拠と異なる、又はそれらが異ならないが、本省令の規則 6.2 の規定に基づく国家知的財産庁からの応答がない。
- b) 申請書再審査期間は、本省令の規則 15.8 に規定する初回審査期間の三分の二

に相当する；証明すべき、又は専門家の意見を招請すべき事情が複数ある複雑な事件の場合には、再審査期間を延長することができるが、初回審査期間を超えてはならない。

c) 再審査の内容及び手続は、それぞれ、本省令の規則 15.6 及び規則 15.7 の規定に基づき、実施される。

d) 申請書の再審査は、一回のみ実施される。

#### 16.2 保護証書所有者の保護範囲減縮要求に対応する申請書再審査

保護証書の所有者が知的財産法の第 97 条の第 3 項の規定に基づき、産業財産権保護範囲減縮を要求する場合に、国家知的財産庁は、本省令の規則 15.6 及び規則 15.7 に規定する内容及び手続に従い、再審査を行う。ただし、請求者は、規定の通りに料金及び手数料を納付しなければならない。

### 17. 申請書の補正・補足・分割・変更・移転

#### 17.1 申請書の補正及び補足

a) 国家知的財産庁が適正申請書受理拒絶通知書、保護証書付与拒絶通知書、又は保護証書付与決定を発出する前に、出願人は、自主的に、又は国家知的財産庁の要求に応じて、申請書の各資料を補正し、補足することができる。

b) 下記の各資料の補正又は補足を求められた場合、出願人は、当初提出した資料の補正内容についての詳細説明書とともに、当初資料を補正又は補足された資料を提出しなければならない。

(i) 発明登録申請の場合、発明の明細書又は要約書。

(ii) 工業意匠登録申請書の場合、図面、写真、又は明細書。

(iii) 商標登録申請書の場合、商標見本、商標に係る商品及びサービスのリスト。

(iv) 地理的表示登録申請書の場合、地理的表示に該当する地域の特徴の明細書、地図。

c) 申請書の補正又は補足は、発明又は工業意匠の登録申請書の明細書、商標登録申請書の商品及びサービスリストに記述した内容を超えて、保護範囲（数量）を拡張したり、申請書に記述する対象の本質を変えたりしてはならない。補正が保護範囲（数量）を拡張し、又は対象の性質を変える場合、出願人は、新規申請書を提出し、かつ全ての手続が最初から行われる。

d) 出願人は、出願人、発明・創作者の名前、住所に関する誤りを補正することを請求することができる。

e) 補正又は補足の請求の全ては、本省令の付属書 B に規定する様式 01-SDD で、作成される。複数の申請書に関連する同じ内容の補正を請求することができるが、請求人は当該申請書の数に応じて料金を納付しなければならない。

g) 国家知的財産庁が適正申請書受理通知書を発出した後に、出願人が自主的に申請書類を補正し、補足する場合には、その補正又は補足は、本省令の規則 13.2、規則 13.3、及び規則 13.6 の規定に従うものとする。申請書の補正及び補足の内容は、本省令の規則 14 の規定に基づき、産業財産官報に公開され、出願人は法定の申請書公開料金を納付しなければならない。

- h) 申請書の補正及び補足は、代理人の変更を含め、出願人により自発的に、又は国家知的財産庁の求めにより、補正及び補足の内容が明記され、申請書補正及び補足の料金納付証書が添付された書面により行われる。申請書補正及び補足の資料は、それぞれ、本省令の規則 7、規則 10 及び規則 13 の規定に従うものとする。

## 17.2 申請書分割

- a) 出願人は、自主的に、又は国家知的財産庁の求めに応じて、申請書を分割することができる（発明登録申請書の技術的解決の一つ又は複数、工業意匠登録申請書の工業意匠の一つ又は複数、商標登録申請書の商標の構成要素の一つ又は複数、又は商品・サービスリストの一部について、これを一つ又は複数の新規申請書、いわゆる分割申請書に分割させる）。
- b) 分割申請書には、新規の出願番号を付し、最先の申請書の出願日、又は最先の申請書の優先日が認められる；適正申請書受理通知書の発出後、本省令の規則 14 の規定に基づき公開される。
- c) 出願人は、分割申請書について、申請書出願料金及び最先の申請書と独立した手続の料金及び手数料の全てを納付しなければならないが、優先権主張料金を納付する必要はない。分割申請書については、方式審査が行われ、最先の申請書の未完手続を継続的に処理される。国家知的財産庁の最初申請書に係る適正申請書受理通知書の発出後に、申請書分割が行われる場合、分割申請書は、再公開され、出願人は公開料金を納付しなければならない。
- d) 最先の申請書は、（分割された後に）、通常の手続に従い処理され、出願人は申請書の補正及び補足の料金を納付しなければならない。

## 17.3 申請書の変更

- a) 国家知的財産庁が、保護証書付与拒絶通知書又は保護証書付与決定を発出する前に、発明登録申請書の出願人は、知的財産法の第 115 条の第 1 項の d の規定に基づき、発明特許を請求する申請書を実用新案の申請書に変更することができるが、規定の通りに、申請書変更料金を納付しなければならない。
- b) 国家知的財産庁は、適正申請書変更請求を受けた後に、当該規定に基づき、変更申請書の処理手続を引き続き実施するが、変更請求前に実施した手続を再実施しない。
- c) 上記の 17.3.a に規定する期間の後に提出された申請書変更請求が認められない。出願人は、新規申請書を提出することができるが、最初申請書の出願日（優先日、もしあれば）を与えられる。

## 17.4 申請書移転

国家知的財産庁が本省令の 17.1.a に規定する通知書のいずれかを発出する前に、出願人は、他人に申請書を移転することを記録することを国家知的財産庁に請求することができる。移転記録請求は、本省令の付属書 B に規定する様式 02-CGD 及び本省令の規則 17.1 の当該規定で作成される。申請書移転記録請求書に、被譲渡人が登録権に関する要件に該当することを証明する資料を添付しなければならない。



## 18. 保護証書副本の発行拒絶、発行及び保護証書の再発行

### 18.1 保護証書発行拒絶

申請書は、知的財産法の第 117 条の第 1 項及び第 2 項に規定する場合のいずれかに属する場合に、保護証書発行を拒絶される。その場合において、国家知的財産庁は、知的財産法の第 117 条の第 3 項及び第 4 項に規定する保護証書発行拒絶手続を実施する。

### 18.2 保護証書発行

- a) 出願人が各種の料金及び手数料を十分かつ期限通りに納付した時から 10 日間以内に、国家知的財産庁は、知的財産法の第 118 条に規定する保護証書発行手続を実施する。
- b) 保護証書の所有者が保護証書の発行後に誤りを発見した場合、本省令の規則 20.2 の規定に基づき、保護証書の補正を国家知的財産庁に請求することができる。
- c) 国家知的財産庁の保護証書発行決定の発送日以降は、申請書の移転は考慮されない。

### 18.3 保護証書複本の発行及び保護証書の再発行

- a) 産業財産権が共有形態に属する場合、保護証書は、共同出願人名簿の最上の者に付与される。その他の共有者が保護証書副本の発行を国家知的財産庁に請求することができるが、副本発行料金を納付しなければならない。
- b) 下記の場合において、保護証書・保護証書副本を付与された産業財産者が保護証書・保護証書副本の発行を国家知的財産庁に請求することができるが、当該料金を納付しなければならない。
  - (i) 保護証書・保護証書副本が紛失したとき。
  - (ii) 保護証書・保護証書副本が使用不可能なほど、壊れたり、破れたり、汚れたり、色褪せたりしたとき。
- c) 保護証書・保護証書副本の発行請求  
副本発行請求が産業財産権対象登録申請書に表示された場合を除き、保護証書の副本発行・再発行の請求は、文書で作成され、下記の各資料を含まなければならない。
  - (i) 本省令の付属書 C に規定する様式 03-PBVB で作成された保護証書の副本発行・再発行の請求申請書。
  - (ii) 商標見本 1 通；商標見本に該当する工業意匠の図面写真、元の保護証書の工業意匠の図面写真 1 セット。
  - (iii) 委任状（請求が代理人を通じて提出される場合）。
  - (iv) 保護証書発行料金、又は保護証書副本発行料金の領収証書。
- d) 保護証書の副本発行、再発行の請求の処理
  - (i) 国家知的財産庁は、請求書の受理日から 1 ヶ月以内に、保護証書の副本発行・再発行の請求に対する決定を考慮しなければならない。国家知的財産庁は、保護証書の副本発行・再発行の請求が上記の各規定に該当する場合、保護証

書副本発行決定・保護証書再発行決定を発送し、産業財産に関する国家登録簿における当該保護証書の登録欄に記録する。

- (ii) 保護証書複本の内容は、当該保護証書の各情報を十分に表示する。保護証書・保護証書複本の再発行版の内容は、保護証書・保護証書副本初版の各情報を十分に表示し、かつ「再発行版」、「副本」、又は「副本再発行版」との指示を添付しなければならない。
- (iii) 国家知的財産庁は、保護証書の再発行・副本発行の請求が上記の 18.3.c の規定に該当しない場合、保護証書の副本発行拒絶通知書・再発行拒絶通知書を発出する。

## **19. 産業財産権に関する国家登録簿、保護証書発行決定公開**

### **19.1 産業財産権に関する国家登録簿**

- a) 産業財産権に関する国家登録簿は、国家の正式、公開的なデータベースであり、確立された産業財産権の法的地位に関する情報を十分に表示する。産業財産権に関する国家登録簿は、下記のものがある。
  - (i) 発明に関する国家登録簿
  - (ii) 実用新案に関する国家登録簿
  - (iii) 工業意匠に関する国家登録簿
  - (iv) 半導体集積回路配置に関する国家登録簿
  - (v) 商標に関する国家登録簿
  - (vi) 地理的表示に関する国家登録簿
  - (vii) 産業財産権移転に関する国家登録簿
  - (viii) 産業財産権代理に関する国家登録簿
- b) 上記の 19.1.a (i)、(ii)、(iii)、(iv)、(v)及び(vi)に規定する国家登録簿は、保護証書に該当する事項から構成され、下記項目から構成される。
  - (i) 保護証書に関する情報：保護証書の発行日及び番号；保護対象の名前、保護範囲、数量、及び効力期間；発明、工業意匠、回路配置保護証書所有者・地理的表示登録者の名前及び住所。
  - (ii) 保護証書発行請求書に関する情報（請求書の番号、出願日、優先日、もしあれば、産業財産権代理組織の名前）。
  - (iii) 保護証書補正、保護証書の効力状態に関する情報（効力維持、効力更新、効力消滅、効力廃止）；産業財産権対象の所有権、使用权の移転；保護証書の副本、又は再発行の番号、発行日及び付与される者。
- c) 上記の 19.1.a (vii)に規定する国家登録簿は、登録した産業財産権の移転契約に該当する各事項を含む。具体的には、下記の通りである。
  - (i) 産業財産権移転契約の登録証明書に関する情報（番号、発行日）。
  - (ii) 登録された契約の情報（契約の名前、署名日、署名場所、譲渡人、被譲渡人の名前、住所、移転対象、移転範囲）。
  - (iii) 契約関連変更に関する情報（契約の補正、補足、更新、取消、効力消滅）。

- (iv) 強制実施権許諾による発明使用権の移転、移転終了に関する情報。
- d) 上記の 19.1.a (viii)に規定する国家登録簿は、産業財産権代理業務組織に該当する事項を含み、具体的には下記の通りである。
- (i) 産業財産権代理業務組織に関する情報（産業財産権代理業務組織の名称、取引名、住所、関連情報の記録、消去、補正）。
- (ii) 組織の産業財産権代理人名簿に関する情報（名簿に記述する各構成員の氏名、常住住所、開業資格認定証番号）。
- (iii) 産業財産権代理人名簿変更に関する情報（開業資格認定証の新規発行、再発行、剥奪など）。
- e) 国家登録簿は、国家知的財産庁により紙媒体、電子媒体、又はその他の手段で作成され、保管される。何人も、電子登録番号の調査、登録簿の謄本、又は謄本発行料金を納付して摘録の発行を国家知的財産庁に請求することができる。

## 19.2 保護証書発行決定公開

- a) 保護証書発行決定、国際登録認可決定は、出願人が規定の料金を納付した後に、当該決定の発出日から 2 ヶ月以内に、国家知的財産庁により産業財産官報に公開される。
- b) 上記の 19.2.a に規定する公開情報は、下記の当該決定に記述する情報を含む：発明要約書；工業意匠の写真又は図面；商標見本及び当該商標を付した商品・サービスリスト；地理的表示及び当該地理的表示に係る製品。

## 20. 保護証書所有者の補正、変更、保護範囲減縮、保護証書効力の維持、更新

### 20.1 保護証書所有者の名前又は住所の変更、保護範囲減縮及び地理的表示を付した製品の性質・品質・評価に関する明細書、地理的表示に該当する地理的地域の地図、団体商標使用規制、証明商標使用規制の補正の記録

- a) 保護証書所有者の補正又は変更の請求  
保護証書所有者は、下記の場合に、保護証書の変更を記録することを国家知的財産庁に請求することができる。
  - (i) 保護証書所有者の名前又は住所の変更
  - (ii) 保護証書所有者の変更（相続、承継、合併、分割、合弁、連携、同一所有者の下での新規法人成立による所有権移転、事業形態変更、又は政府管轄機関の決定による所有権移転）。
 保護証書所有者の名前、住所の変更、所有者変更の記録請求者は、保護証書補正料金、保護証書補正記録決定公開料金を納付しなければならない。
- b) 保護範囲減縮及び地理的表示を付した製品の性質・品質・周知度の明細書、地理的表示に該当する地理的地域の地図、団体商標使用規制、証明商標使用規制の補正の請求  
知的財産法の第 97 条の第 3 項に規定する保護範囲減縮請求は、下記の内容のいずれかを網羅することができる。
  - (i) 商標登録証明書に記述する商標見本の実質的な変更を伴わない細部の補正請

求

- (ii) 商標登録証明書に記述する商品・サービスリストからの、一つ又は複数の商品・サービス又は商品・サービスグループの、商標見本の変更を伴わない除外請求
- (iii) 発明特許又は実用新案特許に記述する（請求された）保護範囲に属する一つ、又は複数の独立、又は付属の項の減少請求
- (iv) 一つ又は複数のバリエーションの削除請求、工業意匠特許に記述された製品セットからの一つ又は複数の製品の削除請求；工業意匠の一つ又は複数の基本的な特徴の除外請求

c) 保護証書補正請求文書

上記の 20.1.a 及び 20.1.b 及び知的財産法の第 97 条の第 1 項の b に規定する補正又は補足の内容に応じて、請求文書は、下記の各資料を含む。

- (i) 本省令の付属書 C に規定する様式 01-SDVB で作成され、保護証書所有者の名前又は住所の変更、保護証書所有者の変更の請求、保護範囲減縮、又は地理的表示を付した製品の性質・品質・周知度の明細書、地理的表示に該当する地理的地域の地図、団体商標使用規制、証明商標使用規制の補正の請求の申請書。
- (ii) 保護証書の原本。
- (iii) 補正請求内容が名前又は住所である場合には、名前又は住所の変更認証資料（名前又は住所の変更決定の原本、又は公認謄本；名前又は住所の変更を記録した事業登録証明書；名前又は住所の変更を証明するその他の法的資料）。
- (iv) 保護証書所有者変更を請求する場合には、上記の 20.1.a (ii) に規定する所有権移転を証明する資料（相続、承継、合併、分割、合弁、連携、同一所有者の下での新規法人成立、事業形態変更、又は政府管轄機関の決定を証明する資料）。
- (v) 補正内容の詳細説明資料。
- (vi) 補正した商標見本 5 部（商標の詳細の変更を請求する場合）；工業意匠の写真又は図面 5 部（工業意匠変更を請求する場合）；補正した地理的表示を付した製品の性質・品質・周知度の明細書、地理的表示に該当する地理的地域の地図 2 部（地理的表示の変更を請求する場合）；補正した団体商標使用規制、証明商標使用規制 2 部（団体商標、証明商標の変更を請求する場合）。
- (vii) 委任状（代理人を通じて提出する場合）。
- (viii) 保護証書補正法定料金、保護範囲減縮請求内容審査料金、補正決定及び登録の公開手数料。

複数の保護証書について同じ内容の補正を請求する場合には、これを一通の保護証書補正請求書で行うことができる。ただし、請求者はそれぞれの保護証書についての料金及び手数料を納付しなければならない。

d) 保護証書補正請求の処理

請求書の受理日から 10 ヶ月以内に、国家知的財産庁は、保護証書補正請求を考慮しなければならない。その請求が適正であると判断する場合、国家知的

財産庁は、保護証書の補正決定を発出し、登録し、かつ産業財産官報に保護証書補正決定を公開する。その請求が不適正であると判断する場合、国家知的財産庁は、補正拒絶予定の通知書を請求者に送付し、かつ請求者が誤りを補正し、又は異議申立てのために、通知書の発出日から 1 ヶ月の期間を設定する。設定した期限内に、請求者が誤りを補正せず、補正が不十分であり、異議を申し立てず、又は異議が不適切なときは、国家知的財産庁は、保護証書補正請求拒絶の通知書を発出する。

## 20.2 保護証書の誤りの補正

- a) 保護証書に誤りを発見した場合、国家知的財産庁は、自ら又は発見者の要求に応じて、誤りのある保護証書を剥奪し、新規保護証書を付与する。
- b) 保護証書所有者は、当該誤りが自らの誤りに起因する場合、知的財産法の第 97 条の第 1 項に定める保護証書補正料金を納付しなければならない。その誤りが国家知的財産庁によるものである場合、保護証書所有者は、補正料金を納付する必要はない。

## 20.3 発明保護証書効力の維持

発明保護証書の効力を維持するために、保護証書所有者は、効力の期日の満了日前 6 ヶ月の間に、年金を納付しなければならない。年金は上記の期日より遅く納付することができるが、前の効力期日の満了日から 6 ヶ月を超えてはならず、かつ保護証書所有者は、延納期間 1 ヶ月につき料金の 10%を追加的に納付しなければならない。

## 20.4 保護証書効力更新

- a) 発明特許、実用新案特許、及び回路配置登録証明書は、更新することはできない。工業意匠特許は、多くとも 2 回まで、5 年間ずつ更新することを認められる。商標登録証明書は、10 年間ずつ何回でも、更新することを認められる。
- b) 工業意匠特許又は商標登録証明書を更新するためには、工業意匠特許又は商標登録証明書の所有者は、工業意匠特許又は商標登録証明書の効力満了日の前 6 ヶ月以内に、国家知的財産庁に更新申請書を提出しなければならない。更新申請書は、上記の期日より遅く提出することができる。ただし、保護証書の効力満了日から 6 ヶ月を超えてはならず、かつ更新料金と延納期間の 1 ヶ月につき料金の 10%を納付しなければならない。
- c) 更新申請書  
保護証書効力更新申請書は、下記の各資料を網羅する。
  - (i) 本省令の付属書 C に規定する様式 02-GHVB で作成される保護証書更新申請書。
  - (ii) 保護証書の原本（保護証書に更新を記録することを請求する場合）。
  - (iii) 委任状（代理人を通じて申請書を提出する場合）。
  - (iv) 保護証書の更新、更新決定公開及び更新決定登録の規定上の料金の納付証書
- d) 更新申請書処理

国家知的財産庁は、申請書の受理日から 1 ヶ月以内に、更新申請書を考慮する。申請書に誤りがない場合、国家知的財産庁は、更新決定を発出し、保護証書に記録し、登録及び産業財産官報に公開する。

更新申請書が下記の場合のいずれかに属する場合には、国家知的財産庁は、拒絶の理由を明記して更新拒絶予定の通知書を発出し、かつ申請者が誤りを訂正し、又は異議を申し立てるために、通知書の発出日から1ヶ月の期間を設定する。

- (i) 更新申請書が不適正であり、又は規定の手續に従わずに提出された。
- (ii) 更新申請者が、当該保護證書の所有者でない。

設定した期限内に、申請者が誤りを補正せず、当該補正が要件を満たさず、異議申立てがなされず、又は異議が不当である場合、国家知的財産庁は、更新拒絶の通知書を発出する。

## 21. 保護證書効力の消滅又は無効

### 21.1 保護證書効力の消滅又は無効の請求

保護證書の効力の消滅又は無効の請求は、知的財産法の第95条及び第96条、及び本省令の規定に基づき処理される。

### 21.2 保護證書効力の消滅又は無効の請求文書

- a) 論拠が同じである場合に、一つの文書で、一つ又は複数の保護證書効力の消滅又は無効を請求することができるが、その請求者がそれぞれの保護證書に該当する規定の料金を納付しなければならない。
- b) 保護證書効力の消滅又は無効の請求文書は、下記の各資料を含む。
  - (i) 本省令の付属書Cに規定する様式04-CDHBで作成される保護證書効力の消滅又は無効の請求申請書。
  - (ii) 証拠（もしあれば）。
  - (iii) 委任状（代理人を通じて請求文書を提出する場合）。
  - (iv) 請求理由の説明書（保護證書番号、保護證書効力の一部又は全部の消滅、無効の請求の理由、法的根拠、内容を明記する）及び本省令の規則7.2、規則22.2、規則22.3に規定する関連資料。
  - (v) 規定上の料金及び手数料の納付証書。

### 21.3 保護證書効力の消滅又は無効の請求処理

- a) 国家知的財産庁は、保護證書効力の消滅又は無効の請求が第三者により行われる場合、保護證書所有者に第三者の意見を文書で通知し、かつ保護證書所有者が意見を提出するために、通知書の発送日から2ヶ月の期間を設定する。国家知的財産庁は、第三者と関連保護證書所有者との意見交換の会合を組織することができる。
- b) 国家知的財産庁は、各当事者の意見を考慮の上、保護證書効力の一部・全部の消滅・無効決定を発出し、又は知的財産法の第95条の第4項及び第96条の第4項の規定に基づき、保護證書効力の消滅又は無効の拒絶通知書を発送する。
- c) 国家知的財産庁の保護證書効力の消滅又は無効の請求処理結果に賛成しない場合、請求者又は関係者は、本省令の規則22に規定する手續に従い、当該決定又は関連する通知に対し、審判請求を行うことができる。

- d) 保護証書効力の消滅又は無効の決定は、決定の署名日から2ヶ月以内に、産業財産官報に公開され、産業財産権に関する国家登録簿に記録される。

#### 21.4 商標国際出願効力の消滅又は無効

- a) 国家知的財産庁は、マドリッド協定又はマドリッド協定議定書に従い出願した国際商標に対する第三者による効力消滅又は無効の請求文書の場合、国際事務局を通じて、商標所有者に、消滅又は無効の請求内容を通知し、かつ商標所有者の応答期間として通知書の発送日から3ヶ月の期間を設定する。
- b) 商標国際出願効力の消滅又は無効の決定は、マドリッド協定及びマドリッド協定議定書の該当規定に基づき、関連の手続を行うために、国際事務局に送付され、かつ産業財産官報に公開される。

## 22. 産業財産権確立手続に関する審判請求及びその解決

### 22.1 審判請求者、審判請求対象及び時効

産業財産権に関する政令第14条の第1項に規定する審判請求者は、第14条の第4項に規定する期限内に、産業財産権確立手続に関する国家知的財産庁の正式通知及び決定に対する審判請求手続を行うことができる。

### 22.2 審判請求書

- a) それぞれの審判請求書は、審判を請求される決定又は通知1通に言及するしなければならない。審判請求書においては、同じ請求内容及び請求理由に基づいて、複数の決定又は通知に言及することもできる。ただし、審判請求者は、審判を請求する決定又は通知ごとに該当する審判請求料金を納付しなければならない。
- b) 審判請求書は、下記の各資料を含む。
  - (i) 本省令の付属書Cに規定する様式05-KNで作成される審判請求申請書。
  - (ii) 審判請求説明書及び審判請求論拠証明証拠（審判請求の理由、法的根拠、内容、もしあれば、添付証書リストを明確化する）。
  - (iii) 審判請求の対象となる国家知的財産庁の決定又は通知の謄本。
  - (iv) 一次審判請求の審決の謄本（二次審判請求の場合）。
  - (v) 委任状（代理人を通じて申請を提出する場合）。
  - (vi) 審判請求に関する法定の料金及び手数料の納付証書。
- c) 証拠には、審判請求の理由を証明し、又は明確化する資料（証拠証書）又は物件（証拠物件）を含む。証拠は、下記の要件を満たさなければならない。
  - (i) 証拠証書は、外国語による資料である可能性があるが、審判請求の解決権限のある人が求める場合には、ベトナム語訳の文書を添付しなければならない。
  - (ii) 証拠証書が合法的な印のない組織、個人、又は外国の組織、個人の押印の資料である場合には、公認機関又は権限のある機関により認証を施さなければならない。
  - (iii) 証拠証書が情報保有物件（印刷物、ビデオテープなど）である場合には、場合に応じて、上記の各資料の原産地、発行、公開の期間を明記し、又はその

情報保有物件に表示される情報の原産地、公開期間を指摘する。

- (iv) 証拠物件には、審判請求内容に直接的に関連する特徴を明示する資料を添付しなければならない。

### 22.3 審判請求者の責任

審判請求者は、提出された証拠の誠実性を確保し、不誠実な証拠を提供した結果に関する責任を負う。

### 22.4 審判請求書の撤回

- a) 審判請求者は、いかなる時でも、審判請求書の取り下げを通知する文書を送付することができる。審判請求書の撤回が産業財産権代理業務組織により行われる場合には、審判請求書の撤回の委任は、委任状に明確に記述されなければならない。
- b) 取り下げられた審判請求書は提出されなかったものとみなされる。審判請求書及び納付した料金及び手数料は返還されない。

### 22.5 審判請求書の受理

- a) 審判解決権限のある者は、審判請求書の受領日から 10 日間以内に、方式要件に従って書面を検査し、かつ審判請求書が受理されるか否かを審判請求者に通知し、その通知書には、書状の受領日又は不受理の理由を明記する。
- b) 審判請求書は、下記のいずれかに属する場合には、受理されない。
  - (i) 審判請求者が、審判請求権を有しない。
  - (ii) 審判請求書が、規定の時効満了後に提出される。
  - (iii) 審判請求書が、本省令の規則 22.1 及び規則 22.2 に規定する要件を満たさない。

### 22.6 関係者

- a) 審判解決権限のある者は、審判請求書が受理されたときは、直接関連する権利又は利益を有する者（「関係者」）に、審判請求内容を文書で通知し、その関係者が意見を提出するために、通知書の発出日から 1 ヶ月の期間を設定する。
- b) 関係者は、上記の 22.6.a に規定する期限内に、自らの論拠を証明する情報又は証拠を提供することができ、審判解決権限のある者は、審判解決に際して、その情報又は証拠を考慮しなければならない。
- c) 上記の期間が満了しても、関係者が意見を提出しない場合、審判請求は、審判請求者の意見に基づき、解決される。

### 22.7 審判請求に対する審決

- a) 審判解決権限のある者は、審判請求者及び関係者の弁論及び証拠に基づき、審判請求に関する法律に定める審判解決期限内に審決を行わなければならない。
- b) 審判解決権限のある者は、審決の前に、審判請求を解決するのに利用した他方当事者の弁論及び証拠、並びに審判の結論を審判請求者及び関係者に通知する。



c) 審決は、審判請求に関する法律の規定に従う内容を網羅しなければならない。

22.8 審決は、決定の署名日から 20 ヶ月以内に、産業財産官報に公開される。

22.9 審決の効力

審決結果に依存する産業財産権確立手続は、下記のもののみを根拠として、実施される。

a) 審判請求者が二次審判請求期限内に二次審判請求を行わず、かつ行政訴訟提起期限内に行政訴訟を提起しない場合には、一次審判請求の審決、又は

b) 審判請求者が法定期限内に行政訴訟を提起せず、又は審判請求者が行政起訴を行った場合には、二次審判請求の審決。

## 第 2 節 発明登録手続

23. 発明登録申請書に係る要件

23.1 発明登録申請書（申請書）は、本省令の規則 7 及び規則 10.1 に規定する一般要件及び本規則に規定する具体的な要件を満たさなければならない。

23.2 申請書には、保護対象が知的財産法の第 4 条の第 12 項の規定に整合する物又は方法であることが明示されなければならない。

23.3 申請書は、知的財産法の第 101 条の第 1 項、第 2 項及び以下に定める単一性を確保しなければならない。

申請書は、下記の場合には、単一性を有するとみなされる。

a) 唯一の対象の保護を請求する場合、又は

b) 唯一の発明的思想を表現し、技術的に相互に関連する一群の物であって、下記の場合に該当するものの保護を請求する場合。

(i) 他を対象を作り出す（生産、製造、調製する）のに使用する一つの対象。

(ii) 他の実施するのに使用する一つの対象。

(iii) 他を使用するのに使用する一つの対象。

(iv) 同じ形態に属し、同じ結果を達成するための同じ機能を持つ対象。

23.4 申請書に記述する各情報の確実性を疑う根拠（情報、証拠）がある場合、国家知的財産庁は、請求通知書の発送日から 1 ヶ月以内に、その情報の証明資料、特に出願人が他人の出願する権利を享受する場合、適法な登録権の認証資料（継承権証明書、出願する権利の移転の証明書、又は合意書、業務委託契約、又は労働契約など）；明細書に記述する人間、動物、又は植物の本体医薬品試験結果を表示する資料（保護請求の対象が人間、動物、植物用の医薬品である場合）の提出を出願人に請求することができる。

23.5 申請書に係る要求

出願人は、本省令の付属書 A に規定する様式 01-SC で作成された申請書 2 部を提出しなければならない。申請書の「国際特許分類」欄には、出願人は、

国家知的財産庁により産業財産官報に公開された国際特許分類表（ストラスブール協定に基づくもの）に従う保護の技術的解決の分類を記入する。出願人が分類を付さず、又はその分類が正しくない場合には、国家知的財産庁が分類し、出願人は法定の分類付与の料金を納付しなければならない。

### 23.6 発明明細書に係る要件

出願人は、発明明細書 2 部を提出しなければならない。発明明細書は、発明の明細及び発明保護範囲から構成されなければならない。

- a) 発明明細書部分は、登録する技術的解決の全部の本質を表さなければならない。明細部分は、当該技術分野における平均水準の知識を持つ者が記入情報に基づき、その解決を実施することができるほど、十分な情報を網羅する；技術的解決の新規性、進歩性、及び産業上の利用可能性を明記する（付与請求の保護証書が発明特許である場合）；技術的解決の新規性、産業上の利用可能性を明記する（付与請求の保護証書が実用新案特許である場合）。  
当該技術分野に関する平均水準の知識を持つ者とは、普通の技術的な技能を有し、当該技術分野において普遍的な一般知識を熟知する者である。
- b) 明細部分は、下記の内容を網羅する。
  - (i) 発明の名称：登録される対象（以下「対象」という）を簡略的に表示する；発明の名前は、簡略であり、かつ宣伝又は広告の性質を有してはならない。
  - (ii) 発明技術分野：対象が利用され、又は関連する分野。
  - (iii) 発明技術分野の技術的状況：上記の分野における申請書提出時の技術的状況（既知の同様の対象、もしあれば）。
  - (iv) 発明の技術的本質：対象の性質を、当該対象を特徴付ける標識（特徴）及び既知の同様の技術的解決にとって新規であると考えられる標識（特徴）とともに明示する。
  - (v) 添付の図面の簡単な説明（もしあれば）。
  - (vi) 発明実施方法の詳細な明細書。
  - (vii) 発明実施の例。
  - (viii) 期待される利益（効果）。
- c) 発明保護範囲（以下「保護範囲」又は「請求項」という）  
保護範囲（請求項）は、発明に係る産業財産権の範囲を判定するのに使用される。保護範囲（請求項）は、簡潔かつ明確に表示され、明細書及び図面に整合し、保護請求にかかる対象（以下「対象」という）の新規性を有する部分を明示するとともに、下記の規定に整合しなければならない。
- d) 保護範囲（請求項）は、明細書で十分に表示され、対象の特定、設定目的の達成、既知の対象との識別のための必要かつ十分な技術的特徴を網羅する。
- e) 保護範囲（請求項）における技術的特徴は、明瞭かつ正確に、当該技術分野で認識可能な形で記載しなければならない。
- g) 保護範囲（請求項）は、明細書及び図面を参照してはならない。ただし、塩基配列、アミノ酸配列、回折図、ワークフロー図など、言葉表示が不可能な部分への参照の場合を除く。

- h) 申請書が保護要件を示す図面を有する場合には、保護範囲（請求項）に記述する特徴は、参照番号を振付けることができるが、カッコ内に入れなければならない。それらの参照番号は、保護範囲（請求項）の限界を画するものとはみなされない。
- i) 保護範囲（請求項）は、「限界部分」と「相違部分」二つの構成で表示すべきである（ただし、義務ではない）。「限界部分」は、対象の名称及び最新の既知の対象の特徴と重なる対象の名前及び特徴を網羅し、かつ「～で異なる」、「～で特徴付けられる」、又はこれらに相当する表現で「相違部分」に繋がれる。「相違部分」は、最新の既知の対象と異なった対象の特徴を網羅し、「限界部分」の特徴と併せて、保護請求の対象を構成する。
- k) 保護範囲（請求項）は、一つ又は複数の項を含む。複数の項を含む保護範囲（請求項）は、最初の項（いわゆる独立項）と独立項を具体化する継続項（各項）（いわゆる従属項）で保護請求の対象を表示する；又は複数の独立項で、それぞれの独立項がグループ内の保護請求対象の一つを表示し、それぞれの独立項が従属項（各項）を有することで、保護請求の対象グループを表示するのに、使用することができる。
- l) 保護範囲（請求項）の各項は、アラブ数字で順次に番号を付けられ、その数字に点をつける。
- m) 複数の対象を表示するのに使用する複数項の保護範囲（請求項）は、下記の要件を満たさなければならない：相互に異なる対象を表現する独立項は、他の保護範囲（請求項）を援用してはならない。ただし、その援用によりその他の項の内容全部の繰り返しを回避することができる場合を除く；従属項は、それが従属する独立項の直後に表示されなければならない。

### 23.7 発明要約書に係る要件

出願人は、発明要約書 2 通を提出しなければならない。発明要約書は、発明の本質について、簡潔に（150 語以内で）表示するのに利用するものである。要約書は、情報伝達のための技術的解決の本質の主要な明細を表す。要約書には、代表的な図面又は公式を含めることができる。

### 23.8 バイオテクノロジー関連の発明登録申請書に係る補足規定

- a) 本省令の規則 23.6 に規定する発明明細書部分に係る一般要件の他に、遺伝子配列又は遺伝子配列の一部に関する発明登録申請書については、明細書に WIPO ST.25 の 2 (ii) に規定する基準（発明登録申請書に塩基配列及びアミノ酸配列のリストを表示する基準）に基づく遺伝子リストを含めなければならない。
- b) 国家知的財産庁は、通用の電子手段で読み取れる電子情報媒体（フロッピーディスク、光学ディスクなど）の提出を出願人に請求することができる。その媒体には、明細部分に記入するリストと同一の塩基配列及びアミノ酸配列を記録する。
- c) 生物材料の、又はそれに関連する発明であって、記述が不可能、又はバイオテクノロジーに関する平均水準の知識を有する者が実施可能なほどに記述することができない場合、下記の要件を満たす場合に限り十分な開示であると

みなされる。

- (i) 提出した生物材料の見本は、出願日以前に、本省令の規則 23.9 に規定する政府管轄機関に寄託される。
- (ii) 明細部分には、出願人の得た生物材料の特性に関する必要情報を明確に開示する。
- (iii) 宣言書には、生物材料の寄託機関、当該寄託機関により付与された生物材料の見本の受託番号を明記し、その情報を証明する資料は、優先日から 16 ヶ月又は早期公開請求書の提出日のいずれかより早い日に国家知的財産庁に提出しなければならない。本省令の 23.9.d に規定する場合を除く。
- d) 出願人が生物材料の寄託者でない場合、宣言書には、寄託者の名前及び住所を明記し、生物材料の合法的な使用の認証資料は、優先日から 16 ヶ月又は早期公開請求書の提出日のいずれかより早い期日で、国家知的財産庁に提出しなければならない。ただし、本省令の 23.9.d に規定する場合を除く。

#### 23.9 生物材料の見本の寄託

- a) 生物材料見本の寄託は、生物材料に関する発明登録申請書の実体審査に資することを目的とする。
- b) 生物材料見本は、当該生物材料に関する発明登録申請書の出願日以前に、生物材料受託機関に提出しなければならない。
- c) 生物材料受託権限のある機関は、科学技術省により生物材料受託機能を有する旨指定又は認証されたベトナム又は外国の機関である。
- d) 国際出願にかかる生物材料の寄託及び認証資料は、特許協力条約（PCT）の規定に従うものとする。
- e) 外国の受託機関に寄託された生物材料の見本について、国家知的財産庁は、保護請求のなされた対象の本質を明確化し、又は第三者による当該対象へのアクセス請求に対応するために必要なときは、出願人に対し、ベトナムの受託権限機関に、追加的に生物材料見本を提出するよう請求することができる。

#### 23.10 医薬品に関する発明登録申請書に係る追加規定

本省令の 23.6 に規定する発明明細書に係る一般要件の他に、医薬品に関する発明登録申請書の明細部分には、少なくとも下記の情報を含む医薬品の臨床試験の結果及び薬理作用を記述しなければならない。

- a) 使用する物質・化合物
- b) 使用する試験方法（システム）
- c) 試験結果
- d) 試験での薬理作用に関する結果と、病気の予防、診断、及び治療における当該医薬品の実際的な利用との相関関係

#### 23.11 遺伝資源又は伝統的知識に関する発明登録申請書に係る追加規定

本省令の 23.1 から 23.7 まで規定する発明登録申請書に係る一般要件の他に、発明がその遺伝資源・伝統的知識に直接的に基づく場合には、遺伝資源又は伝統的知識に関する発明登録申請書には、発明者又は出願人がアクセスした遺伝資源、及び・又は伝統的知識の源泉に関する説明資料を添付しなければならない。

ならない。発明者又は出願人が遺伝資源、及び・又は伝統的知識の源泉を特定できない場合には、その旨を宣言するとともに、その宣言の真実性について責任を負う。

## 24. 発明登録申請書の方式審査及び公開

発明登録申請書の方式審査及び公開の手続は、本省令の規則 13 及び規則 14 に規定する手続に従うものとする。

## 25. 発明登録申請書の実体審査

### 25.1 発明登録申請書の実体審査請求

- a) 出願人又はいかなる第三者も、知的財産法の第 113 条の規定及び下記の具体的規定に基づき、発明登録申請書の実体審査を行うことを国家知的財産庁に請求することができる。
  - (i) 発明登録申請書の実体審査請求は、本省令の付属書 B に規定する様式 03-YCTD により、又は発明登録申請書に宣言することにより行わなければならない（請求者が出願人であり、その請求が出願時に行われる場合）。
  - (ii) 発明登録申請書の実体審査請求は、発明特許付与を請求する場合には優先日から 42 ヶ月、実用新案特許付与を請求する場合には 36 ヶ月以内に提出しなければならない；実体審査期間は、正当な理由がある場合には延長することができるが、6 ヶ月を超えてはならない。
  - (iii) 発明登録申請書の実体審査請求者は、内容の調査及び審査のための法定の料金を納付しなければならない；実体審査請求が法定期間を過ぎて提出された場合、請求者は、本省令の 20.4.b に規定する延長料金を追納しなければならない；実体審査請求料金を納付しない場合、国家知的財産庁に提出した実体審査請求は無効とみなされ、国家知的財産庁は申請書の実体審査を行わない。
- b) 申請書公開日の後に提出した発明登録申請書の実体審査請求は、請求書の受理日から 2 月目に産業財産官報に公開される；当該請求が第三者により提出された場合には、申請書の出願人に通知されなければならない。

発明登録申請書の実体審査請求は、公開した申請書の公開日の前に、当該申請書に添付し、提出される。
- c) 上記の 25.1.a に規定する期限内に実体審査の請求がなされない場合には、申請書は、当該期間の満了時に取り下げられたものとみなされる。

### 25.2 実体審査手続の実施手順

発明登録申請書の実体審査は、本省令の規則 15 に規定する一般手順及び本規則の具体的な規定に基づき、実施される。

### 25.3 申請書に記述された対象の発明保護証書の態様との適合性の評価

- a) 発明登録申請書に記述する対象が技術的解決でない場合、特に、物又は方法でない場合には、出願人が付与を請求する保護証書（発明特許、実用新案特許）に整合しないものとみなされる。技術的解決の識別方法は、下記の 25.3.b に定める。

- b) 発明として保護される対象である技術的解決は、特定の課題を解決するための技術方式、及び・又は技術的手段に関する必要十分な情報の集積である。  
技術的解決は、下記の各形態のいずれかをとることができる。
- (i) 有体物（器具、機械、設備、部品、電気回路など）の形態をとるものであって、その構成を示す標識（特徴）で特徴付けられる人工物を特定する情報の集合で示され、人間の需要に対応するための一つの手段としての機能（効能）を有する物；又は物質（材料、成分、食品、医薬品など）の形態をとるものであって、その存在を示す標識（特徴）で特徴付けられる人工物を特定する情報の集合で示され、人間の需要に対応するための一つの手段としての機能（効能）を有する物；又は生物材料（遺伝子、遺伝子操作した動植物など）の形態をとるものであって、人為的操作で変更された遺伝情報を含む物についての情報の集合で示され、自生可能であるもの。
- (ii) 方法（技術工程、診断、予測、検査、処理の方法など）であって、特定の目的を達成するための業務実施の順序、条件、構成要素、措置及び手段に関する標識（特徴）で特徴付けられる具体的な過程又は仕事の実施方法を特定する情報の集合で示されるもの。
- c) 下記の場合には、申請書に記述する対象は技術的解決とはみなされない。
- (i) 申請書に記述する対象が課題の解決でなくむしろ問題を提起する単なる構想又は理論であり、「どのように」、及び・又は「どんな手段で」から始まる質問への回答を提供しない。
- (ii) 解決のために提起された課題（任務）が技術的問題でなく、技術的方法で解決できない。
- (iii) 自然物。ただし、人為的に作製されたものを除く。

#### 25.4 知的財産法の第 62 条に規定する産業上の利用可能性の評価

- a) 申請書に記述する技術的解決は、下記の場合に「利用可能性がある」とみなされる。
- (i) 解決の性質についての情報、及び必要な技術的条件についての指示は、当該技術分野の平均水準の知識を有する者がその解決を作り出し、生産し、使用し、利用し、又は実施することができる程度に明確かつ十分に記述する。  
「当該技術分野の平均水準の知識を有する者」とは、本省令の規則 23.6.a の規定に従う。
- (ii) 上記の解決の作製、生産、使用、利用、又は実施により、発明明細書に記載されたものと同じ結果が繰り返し得られる。
- b) 技術的解決は、下記の場合に産業上の利用可能性がないものとみなされる。
- (i) 対象の本質又は対象実施のための指示が、基本的な科学原理に反する（例：エネルギー保存の法則に不遵守であるなど）。
- (ii) 対象が、技術的に相互に関係せず、又は関連（連結、束縛、相互依存など）され得ない要素又は成分からなる。
- (iii) 対象が固有の内部矛盾を含有する。
- (iv) 対象についての指示が限られた回数しか実施できない（繰り返しができない

い)。

- (v) 新案を実施するために、実施者が特別の技能を有さなければならず、かつその技能を他人に伝達したり、教えたりすることができない。
- (vi) 実施の度に得られる結果が同一でない。
- (vii) 得られる結果が申請書に記述する結果と異なる。
- (viii) 解決を実施するのに、最も重要な指示がなく、又は不足している。
- (ix) 正当な理由のあるその他の場合。

## 25.5 知的財産法の第 60 条に規定する新規性の評価

### a) 義務的最少情報源

申請書に記述する技術的解決の新規性を評価するために、少なくとも下記の義務的な情報源で（ただし、情報源はこれらに限定されない）、情報を調べなければならない。

- (i) サブクラスレベル（第三レベル）において、審査中の申請書に記述する対象と同じ分類を付された国家知的財産庁が受理したすべての発明登録申請書の分類を考慮し、かつ公開日が審査中の申請書の出願日又は優先日より早いもの。
- (ii) 国家知的財産庁の特許データベースに蓄積されている審査中の申請書の出願日又は優先日（もし申請書が優先権を享受することを認められれば）の前 25 年間に他の期間又は国が公開した発明登録申請書又は発明保護証書、及び国家知的財産庁により上記の 25.5.a (i)に規定する調査範囲にあるその他の情報源。必要かつ可能な場合、調査は、国家科学技術情報センターにおいて公開及び保管された同一分野の研究プログラム及びプロジェクトの成果に関する科学的発表及び報告に拡張することができる。

### b) 調査目的

情報調査の目的は、申請書に記述する技術的解決と類似又は同一の技術的解決を発見することである。

本規則では、

- (i) 二つの技術的解決は、全ての基本的な標識（特徴）が同一又は同等（相互に代替可能）である場合、同一とみなされる。
- (ii) 二つの技術的解決は、大部分の基本的な標識（特徴）が同一又は同等（相互に代替可能）である場合、類似とみなされる。
- (iii) 「主な技術的特徴」とは、申請書に記述する技術的解決と同一又は最も類似する技術的解決である。
- (iv) 「主引例」とは、主な技術的特徴を記述する文献又は主な技術的特徴が公開されたことを証明する証拠である。

### c) 調査報告

情報調査結果は、調査分野、調査範囲、当該調査範囲の検索結果（発見された主な技術的特徴の統計、同一標識、主引例の名前、資料のページ番号、行番号、当該文献の出所及び公開日の明示）、及び報告作成者（調査者）の氏

名を明記した調査報告において示されなければならない。

d) 技術的解決の新規性の評価方法

申請書に記述する技術的解決の新規性を評価するために、当該技術的解決の基本的な標識（特徴）と、情報調査の過程で発見された主な技術的特徴の標識とを比較しなければならない。その詳細は、下記の通りである。

- (i) 技術的解決の基本的な標識は、機能、効能、構造、構成、成分に関する特徴の形態をとりうるものであり、その他の基本的な標識とともに、対象の本質（内容）を決定するのに必要かつ十分な組み合わせを形成する。
- (ii) 申請書及び保護証書に記述する技術的解決の基本的な標識が、発明の保護範囲（請求項）に表示されている。
- (iii) その他の各資料に記述する技術的解決の基本的な標識が、明細書又はその技術的解決の実際的な表示形態で表示され、通知されている。

e) 技術的解決の新規性に関する結論

保護範囲（請求項）の一項につき、申請書に記述する技術的解決は、下記の場合には、世界の技術水準に照らして新規であるとみなされる。

- (i) 情報調査の過程において、主な技術的特徴を発見できない、又は
- (ii) 主な技術的特徴が発見されたが、申請書に記述された技術的解決は、主な技術的特徴に存在しない少なくとも一つの基本的な標識を有する（そのような標識を基本的な識別標識という）。

25.6 知的財産法の第 61 条に規定する進歩性の評価

a) 義務的最少情報源

技術的解決の進歩性を評価するときは、少なくとも、本省令の 25.5.a に規定する義務的情報源で、情報を調査しなければならない（ただし、情報源はこれらに限定されない）。

b) 進歩性の評価

申請書に記述する技術的解決の進歩性の評価は、下記の結論を下すために、保護範囲（請求項）に記述された基本的な識別標識を評価することにより行われる。

- (i) 基本的な識別標識が、義務的最少情報源において開示されていると判断されるか否か、及び
- (ii) 基本的な識別標識の集合が、当該技術分野に関する平均水準の知識を有する者にとって、自明であるとみなされるか否か。

保護範囲（請求項）のある項について、基本的な識別標識の技術的解決の基本的な標識集合への導入が創造的な活動の結果であり、当該技術分野の平均水準の知識を有する者にとって自明でない場合に、その技術的解決は進歩性があるとみなされる。

- c) 下記の場合（ただし、これらに限定されない）、保護範囲のある項について、技術的解決は進歩性がないものとみなされる。

- (i) 基本的な識別標識の組み合わせが自明である（当該技術分野に関する平均水



準の知識を有する者が、設定された機能を実施し、又は設定された目的を達成するためには、その標識の集合を使用することが必須であって、その標識を使用すれば、必然的に当該目的が達成され、又は当該機能が実施されることを知っている）。

- (ii) 基本的な識別標識の組み合わせが、一又は複数の義務的最少情報源における既知の技術的解決において同一又は類似の形態で開示されている。
  - (iii) 当該技術的解決が、既知の技術的解決とその機能の単なる組み合わせであり、目的と効果も既知の技術的解決の目的と効果との単なる組み合わせである。
- d) 本規則では、
- (i) 二つの標識は、同じ本質を有する場合に、同一であるとみなされる。
  - (ii) 二つの標識は、類似する本質、同一の目的、及び目的達成のための基本的に類似の手段を有する場合に類似であるとみなされる。

#### 25.7 知的財産法の第 90 条に規定する先願主義の検査

国家知的財産庁は、保護証書付与決定を発送する前に、実体審査を経て保護要件に該当すると判断された発明登録申請書について、先願主義遵守の有無を下記の規定に基づいて検査する。

- a) 義務的最少情報源
- 先願主義を検査するためには、少なくとも、下記の義務的な情報源で、情報を調査しなければならない（ただし、情報源はこれらに限定されない）。
- 審査中の申請書に記述する対象と同じ分類を有する国家知的財産庁の受理した全ての発明登録申請書（サブクラスレベル（第三レベル）まで考慮し、審査中の申請書の出願日又は優先日よりも早い出願日又は優先日（当該出願が優先権を主張する場合）を有し、未だ公開されていないもの、又は審査中の申請書の出願日又は優先日よりも遅い出願日又は優先日を有するもの）
- b) 調査の目的は、同一の発明に関する申請書を発見し、最先の出願日又は優先日を有する申請書を特定することである。
  - c) 同一の発明を登録する場合には、保護証書は、保護証書付与の要件を満たす申請書の中で、最先の優先日又は出願日を有する適正申請書に付与される。
  - d) 同一の発明を登録する複数の申請書が保護証書付与要件を満たし、同じ最先の優先日又は出願日を有する場合には、保護証書は、全ての出願人の協議により合意された一人の出願人のみに付与される；協議が整わない場合、全ての申請書は、保護証書付与を拒絶される。
  - e) 発明申請書の出願人は、すでにベトナムにおいて出願された同一の発明の最初の申請書を基礎として優先権を主張する場合には、保護証書は、受け入れられた優先権主張を含む発明登録申請書にのみ付与され、ベトナムで提出された最初の申請書は取り下げられたものとみなされる。

#### 25.8 実体審査結果の通知

発明登録申請書の実体審査結果の通知は、本省令の 15.7. a に規定する一般手続に従うものとする。

## 26. 発明特許、実用新案特許の付与、登録、公開

発明特許、実用新案特許の付与、登録、公開の決定の発出手続は、本省令の規則 18 及び規則 19 に規定する一般手続に従うものとする。

## 27. 発明に係る国際出願の申請書処理

### 27.1 申請書受理機関

ベトナムにおいて、発明に係る国際出願の申請書を受ける権限を有する機関は国家知的財産庁である。

国家知的財産庁は、下記の責任を負う。

- a) ベトナムからの国際出願申請書を受理する。
- b) 特許協力条約-PCT（以下「条約」という）に基づき、国際出願の送付手数料を徴収し、出願人に対して国際事務局及び国際調査機関に支払われるべき規定の料金を通知する。
- c) 料金が期日までに納付されたか否かを検査する。
- d) 条約に基づき、ベトナムからの国際出願申請書を検査し、処理する。
- e) 保護請求の対象特定：申請書の保護請求対象が国家秘密に属する場合には、次の業務を実施せず、国際出願申請書の送付手数料及び複写料金を除き、支払われた料金は出願人に返還する。
- g) ベトナムからの国際出願申請書の複写の一部（ファイルコピー）を国際事務局に、もう一部（サーチコピー）を国際調査機関に送付する送付する。
- h) 出願人及び国際機関との文書を送付及び受理を行う。

### 27.2 言語

ベトナムから国家知的財産庁に出願される国際出願申請書は、英語で作成されなければならない。その申請書は、3 通作成されなければならない。

規定の部数に足りない場合には、国家知的財産庁は追加的な部数を複写し、出願人は複写料金を納付しなければならない。

### 27.3 国際調査機関及び国際予備審査機関

ベトナムからの国際出願申請書の場合、権限のある国際調査機関及び国際予備審査機関は、オーストラリア、オーストリア、ロシア、スウェーデン、及び韓国の特許庁、産業財産庁、又は知的財産庁及び欧州特許庁である。

### 27.4 ベトナム指定の国際出願申請書

- a) 国際出願申請書に、ベトナム指定がある場合には、国家知的財産庁が指定官庁となる。この場合において、国内段階に移行するためには、出願人は優先日から 31 ヶ月以内に下記のことを国家知的財産庁に提出しなければならない。
  - (i) 本省令の付属書 A に規定する様式 01-SC で作成された発明登録請求申請書
  - (ii) 国際出願申請書の謄本（出願人が国際公開日の前に、国内段階に移行することを請求する場合）
  - (iii) 国際出願申請書のベトナム語翻訳文：明細部分、保護請求、図面の注釈及び要

- (iv) 国家の料金及び手数料
- b) 上記の 27.4.a に規定する期間の満了日から 6 ヶ月以内に国家知的財産庁に提出された国際出願申請書は、出願人が法定の料金及び手数料を納付することを条件として受理される。

#### 27.5 ベトナム選択の国際出願申請書

- a) 国際出願申請書に、ベトナム選択がある場合には、国家知的財産庁が選択官庁となる。この場合において、ベトナム選択が優先日から 19 ヶ月以内に行われる場合には、国内段階に移行するためには、出願人は優先日から 31 ヶ月以内に国家知的財産庁に下記の資料を提出しなければならない。
  - (i) 本省令の付属書 A に規定する様式 01-SC で作成された発明登録請求申請書
  - (ii) 国際出願申請書のベトナム語翻訳文：明細部分、保護請求、図面の注釈及び要約書から構成される明細書（公開されたもの、又は公開されていない場合には出願当初の申請書、及び国際出願申請書が条約の第 19 条又は第 34 条の(2)(b)に基づいて補正された場合には補正書及び補正説明書）
  - (iii) 国際予備審査報告の付属書のベトナム語翻訳文（申請書の実体審査が請求される場合）
  - (iv) 国内の料金及び手数料
- b) 上記の 27.5.a に規定する期間の満了日から 6 ヶ月以内に国家知的財産庁に提出された国際出願申請書は、出願人が法定の料金及び手数料を納付することを条件として受理される。

#### 27.6 優先権主張

優先権を得るためには、出願人は、優先権を申請書で再主張し、優先権主張料金を納付し、かつ国家知的財産庁の請求に応じて、国際事務局に提出した各資料のベトナム語翻訳文及び条約の規則 17.1(a)に規定する必要資料を提出しなければならない。

国際出願申請書の場合に、優先権主張の処理は、PCT 条約及び規則に従うものとする。

#### 27.7 国内段階における国際出願申請書の処理

- a) 国内段階における資料の補正及び補足

条約の規則 51bis に基づき、出願人は、優先日から 34 ヶ月以内に、委任状及び国内段階における申請書提出権利の譲渡書を提出しなければならない。

条約の第 28 条及び第 41 条、条約の規則 52.1(b)及び 78.1(b)に基づき、出願人は、国内段階において、申請書の各資料を補正及び補足することができる。国内段階に入る時点で、出願人は、明細書を補正及び補足することができる。上記の補正及び補足は、本省令の規則 17 の規定に整合しなければならない。

出願人が国家知的財産庁に提出する補正及び補足された資料は、ベトナム語で作成されなければならない。

- b) 国内段階の開始時点  
ベトナム指定又はベトナム選択の国際出願申請書の処理の開始時点は、出願人が、上記期日より早い時点での国内段階移行を文書で請求しない場合には、優先日から第三十二月目の初日である。
  - c) 国際出願申請書の審査  
国内段階への移行後、国際出願申請書は、通常の特許登録申請書に係る手続に従い、方式審査及び実体審査を受ける。出願人が期限満了前の申請書審査を文書で請求し、かつ法定の料金を納付したときは、国際出願申請書は、上記の 27.7.b に規定する期限の満了前に、条約の第 23 条の(2)の規定に基づき審査される。
  - d) 取り下げとみなされる国際出願申請書  
条約及び条約規則において取り下げとみなされる場合の他に、規定の期限までに、国内料金が国家知的財産庁に納付されず、又はベトナム語の翻訳文がない場合には、ベトナム指定又は選択の国際出願申請書は取り下げたものとみなされる。
- 27.8 国際出願の料金及び手数料
- a) 国内段階における国際出願申請書の出願人は、ベトナムで直接的に提出される特許登録申請書に係る規定の料金及び手数料を納付しなければならない。
  - b) ベトナムからの国際出願申請書の出願人は、条約規則及び財政省の産業財産権の料金及び手数料の徴収、納付、管理及び使用についてのガイドラインを提供する省令の規定に基づき、料金及び手数料を納付しなければならない。

### 第 3 節 回路配置登録手続

#### 28. 回路配置登録申請書に係る要件

- 28.1 回路配置登録申請書（申請書）は、本省令の規則 7 及び規則 10 に規定する一般要件及び本規則に規定する具体的な要件を満たさなければならない。
- 28.2 本省令の 7.1.a (ii)に規定する回路配置を表示する資料、物件見本、及び情報は、下記のことを網羅する。
  - a) 回路配置の写真又は図面 4 部
  - b) 回路配置が商業的に利用される場合、当該回路配置に基づいて製造される集積回路の見本 4 部
  - c) 回路配置の本質を開示する情報を含む回路配置に基づいて製造される集積回路の明細書
- 28.3 申請書は、知的財産法の第 101 条の第 1 項に規定する単一性を確保しなければならない。具体的には、ある集積回路の一つだけの回路配置の保護を請求するものでなければならない。
- 28.4 申請書に記述する情報の確実性を疑う根拠（情報、証拠）がある場合には、国家知的財産庁は、出願人に対して、当該情報を証明する資料、特に他人の

## 28.5 申請書に係る要件

出願人は、本省令の付属書 A に規定する様式 02-TKBT で作成される申請書を 2 部提出しなければならない。

## 28.6 回路配置の写真及び図面に係る要件

- a) 一般要件：回路配置の写真又は図面は、唯一の回路配置を判定できるような回路の要素の空間的な構造及び半導体集積回路におけるそれらの接続を適切に表示しなければならない。

上記を目的に、回路配置の写真又は図面は、下記の 28.6.b、c 及び d に規定する要件を満たさなければならない。

- b) 資料の種類：

回路配置の写真・図面は、下記の三種類つの資料のうちいずれかを含まなければならない。

- (i) 集積回路の各層に係るコンピュータによる回路配置図面。

- (ii) 集積回路の各層を製造するための彫刻光学マスクの図面又は写真。

- (iii) 集積回路に組み込まれた回路配置の各層の写真。

- c) 資料の形態：回路配置の写真・図面は、紙媒体で提出され、かつその回路配置の写真・図面の一部又は全部の電子データを保有する物件である補助的な資料を添付することができる。

- d) 資料の形式

- (i) 回路配置の写真・図面は、回路配置層別に係る個別の複数の写真・図面（又はそれらの組み合わせ）から構成され、各層の記号、集積回路のサイズ、及び拡大図を添付する。

- (ii) 全ての回路配置の写真・図面は、同じ縮尺でなければならない。紙媒体の資料の場合、回路配置のそれぞれの写真・図面は、目視で基本回路設計が見えるように、実際のサイズの 20 倍に拡大されるものでなければならない。

- (iii) 回路配置のそれぞれの写真・図面は、用紙 A4 サイズ、又は A4 サイズに畳まれるそれ以外のサイズで表示することができる。

- (iv) 回路配置の写真・図面は、明瞭で明確に描かななければならない。

## 28.7 回路配置に基づいて製造される集積回路見本に係る要件

- a) 提出すべき見本は、申請書に記述した回路配置に完全に合致する集積回路の全部又は一部である。回路配置に基づいて製造される集積回路が製品の分割不可能な部分である場合には、その回路配置に基づいて製造される集積回路の部分を正確に表示する資料を当該製品に添付して提出しなければならない。

- b) 回路配置が出願日の前に世界の何所かで商業的に利用されている場合には、出願人は、商業的に利用された見本を提出しなければならない。

## 28.8 回路配置に基づいて製造される半導体集積回路の明細書に係る要件

明細書には、保護請求の回路配置に基づいて製造される半導体集積回路について、下記の詳細的な情報を記載しなければならない。

- a) 名称・記号：市場に流通する際に、他の集積回路と識別するために使用する文字及び・又は数字の組み合わせ。
- b) 集積回路の基本的な機能についての記述（例：メモリー、ロジック機能、又はその他の機能）。
- c) 集積回路の基本的な構造についての記述（例：両極、MOS、Bi-MOS、光電子、又はその他の構造）。
- d) 集積回路製造技術についての記述（例：TTL、又は DTL、又は ECL、又は ITL、又は CMOS、又は NMOS、又は PMOS の技術、又はその他の技術）。
- e) 申請書の出願日又は世界で最初の商業的利用時点のいずれか早い時点において、市場で他の半導体集積回路と識別するための主要な特徴の記述。

## 29. 回路配置登録申請書の情報の秘密保持

出願人は、下記の規定に従い、回路は一登録申請書とともに、情報の秘密保持を書面で請求することができる。

- 29.1 許容される最大の秘密保持程度：
  - a) 商業的に未利用である回路配置の場合：各層の表面の 50%。
  - b) 商業的に利用されている回路配置の場合：上部から 5 層のそれぞれから 2 層。
- 29.2 情報の秘密保持のために、出願人は、国家知的財産庁のガイドラインに基づき作成した情報の秘密保持に関する請求書指示文書、及び材料を提出しなければならない。
- 29.3 秘密情報を含む資料は、秘密資料パッケージに個別で形成され、かつ下記の方式で提出することができる。
  - a) コンピュータによる図面の設計のサイズ表示資料に係るマイクロフィルム又はその類似形態。
  - b) 電子データ。
  - c) 不可視部分のある図面又は写真。ただし回路配置の特徴が基本的に可視でなければならない。
- 29.4 国家知的財産庁は、本省令の規則 29.1 の規定に該当する出願人の請求に応じて、情報の秘密を保持しなければならない。

## 30. 回路配置登録申請書の方式審査

- 30.1 回路配置登録申請書の方式審査手続は、本省令の 13.1、13.2、13.3、13.4 及び 13.8 の総則、及び本規則に規定する回路配置登録申請書に係る個別の手続に従うものとする。
- 30.2 方式審査結果の通知
  - a) 申請書が本省令の 13.2 に規定する場合のいずれかに該当し、又は本省令の 13.3 に規定する誤りを含む場合に、国家知的財産庁は、本省令の 13.6.a に規定

する手続を実施する。

- b) 申請書が適正である場合には、国家知的財産庁は、適正申請書受理の通知書を出願人に送付し、出願人の名前及び住所、代理人の名前（もしあれば）、申請書に記述する対象に関する情報及び出願日を明記するとともに、回路配置が産業財産官報に公開された時から3ヶ月後に、当該登録に対して第三者から正当な異議が申し立てられない場合には申請書に記述された対象に回路は一登録証明書が付与される旨を宣言する適正申請書の受理通知書を送付する。

### 30.3 申請書受理拒絶

出願人が、本省令の13.6.aの規定に基づき、国家知的財産庁から、誤りを指摘するとともに、申請書受理拒絶の予定を指摘する方式審査結果を受領した後、設定の期限内に、その誤りを補正せず、又はその補正が不十分であり、又は異議を申し立てず、又は異議が不適法である場合には、国家知的財産庁は、回路配置登録申請書受理拒絶の通知書を出願人に送付し、かつ出願人の請求に応じて、方式審査後の業務について納付済みの料金及び手数料を返還する。

## 31. 回路配置登録申請書の公開

31.1 適正であると認められた回路配置登録申請書は、本省令の規則14に規定する一般手続及び本規則の規定に基づき、公開される。

31.2 適正回路配置登録申請書の詳細情報へのアクセス

- a) 何人も、産業財産官報に公開された時から、公開された申請書に記述する情報の詳細へアクセスすることができる。ただし、本省令の規則29に規定する秘密情報を除く。
- b) 回路配置に係る保護証書効力の無効手続、又は権利侵害行為処分手続の実施権限のある機関に限り、回路配置に関する秘密情報にアクセスすることができる。

## 32. 回路配置登録証明書の付与、登録、その付与決定公開

32.1 回路配置登録証明書付与趣旨予定の通知

回路配置が産業財産官報に公開された時から3ヶ月以内に、第三者により回路配置に対する異議が申し立てられず、又は申し立てられた異議が不適法であると証明された場合には、国家知的財産庁は、申請書に記述する対象に係る回路配置登録証明書の付与予定を通知する。出願人による保護証書の公開、付与、登録の各料金を納付する期限は、通知書の発出日から1ヶ月である。

32.2 回路配置登録証明書の付与、登録、その付与決定公開

回路配置登録証明書の付与、登録、その付与決定公開の手続は、本省令の規則18.2及び規則19に規定する一般手続に従うものとする。

32.3 回路配置登録証明書付与の拒絶

回路配置が産業財産官報に公開された時から3ヶ月以内に、第三者により異議

が申し立てられ、その異議が適法であると証明される場合には、国家知的財産庁は、本省令の規則 18.1 に規定する一般手続に従い、回路配置登録証明書付与の拒絶手続を実施する。

## 第 4 節 工業意匠登録手続

### 33. 工業意匠登録申請書に係る要件

- 33.1 工業意匠登録申請書は、本省令の規則 7 及び規則 10.1 に規定する一般要件、及び本規則に規定する具体的な要件を満たさなければならない。
- 33.2 工業意匠登録申請書は、知的財産法の第 101 条の第 1 項、第 3 項、及び下記に規定する単一性の要件を満たさなければならない。  
工業意匠登録申請書は、下記の場合に、単一性を有するとみなされる。
- a) 一個の製品の工業意匠の保護を請求する、又は
  - b) 一組の製品での多くの製品の工業意匠の保護を請求するものであって、各製品に、それぞれ工業意匠があるもの、又は
  - c) 一個の製品の工業意匠の保護を請求するものであって、当該工業意匠の一又は複数のバリエーションを伴うもの。
- 33.3 情報提供請求
- a) 工業意匠登録申請書の情報の真実性を疑う根拠（情報、証拠）がある場合には、国家知的財産庁は、出願人に対して、その情報を証明する資料、特に出願人が他人の申請書提出権利を享受する場合には、適法な登録権の証明資料（相続権証明書、申請書提出権利譲渡の証明書、又は合意書；業務委託契約、又は労働契約など）を 1 ヶ月以内に提出するよう請求することができる。
  - b) 国家知的財産庁は、申請書に記述する工業意匠が次の対象を含有することを疑う根拠がある場合には、商業的表示（商標、地理的表示、及び商号）の所有権又は適法な使用権の証明資料、他人の保護工業意匠を 1 ヶ月以内に提出することを出願人に請求することができる。
- 33.4 申請書に係る要件
- 出願人は、本省令の付属書 A に規定する様式 03-KDCN で作成された申請書を 2 部提出しなければならない。その他の申告事項の他に、申請書には、工業意匠に関する（ロカルノ条約に基づく）国際分類表に整合した保護請求の工業意匠の国際分類を明記しなければならない。出願人が分類せず、又はその分類が正しくない場合には、国家知的財産庁が分類を付与し、出願人は規定上の分類料金を納付しなければならない。
- 33.5 工業意匠明細書に係る要件
- 出願人は、下記の内容を含む工業意匠明細書を 1 部提出しなければならない。
- a) 工業意匠の名称：工業意匠に係る製品の名前であり、広告性、記号、注釈、及び商業的表示を含有しない通用の言葉で表示される。
  - b) 工業意匠使用分野：工業意匠に係る製品の具体的な使用分野であり、その製



品の用途を明確化するものである。

- c) 最も類似する工業意匠：申請書に記載する同一の製品にかかる工業意匠と最も相違点が少なく、出願日又は優先日（当該申請書が優先権主張を含む場合）の前に広く知られていた工業意匠を明示する。その際、最も類似する当該工業意匠を開示する情報源を指摘する。
- d) 写真又は図面のリスト：工業意匠の写真、立体図面、参照図面、断面図などを写真、図面の記入順に列挙する。
- e) 工業意匠明細部分は、下記の各規定に該当しなければならない。
- (i) 保護請求の工業意匠の本質を完全に開示し、上記の 33.5.c に規定する最も類似する工業意匠とは異なる新規な意匠の特徴とともに、当該工業意匠の本質を表す意匠的特徴を適切に示す。
- (ii) 保護請求の工業意匠の意匠的特徴は、以下の順序で記述されなければならない：輪郭、線の特徴、輪郭及び・又は線の特徴間の相関、色彩特徴（もしあれば）。
- (iii) 使用状態が異なる製品の場合（例：蓋のある、又は畳める製品など）に、相違形態における製品の工業意匠を記述しなければならない。
- (iv) 工業意匠が複数のバリエーションで構成される場合、基本となるバリエーション（申請書の最初に記述されたバリエーション）の顕著な特徴を残りのバリエーションとの比較において明示しなければならない。
- (v) 工業意匠が製品セットの意匠である場合には、そのセットの製品別の意匠を記述しなければならない。
- g) 工業意匠保護範囲（又は保護請求）は、申請書において写真又は図面で示され、既知の類似工業意匠と比較して新規で顕著な意匠的特徴を含め、保護請求の工業意匠の本質、及び当該工業意匠の産業財産権の範囲を特定するのに必要かつ十分な意匠的特徴を完全に列挙しなければならない。

### 33.6 工業意匠の写真、図面に係る要件

出願人は、工業意匠の写真を 5 部、又は図面を 5 部提出しなければならない。写真又は図面は、当該分野に関する平均水準の知識のある者がその工業意匠の本質を特定できる程度に保護請求の工業意匠の特徴を表示し、かつ下記のガイドラインに従うものとする。

- a) 写真又は図面は、明瞭で、明確に描かなければならない；図面は、実線で表示しなければならない；写真又は図面の背景は、単一色で、工業意匠と対照をなすものでなければならない；写真又は図面には、保護請求の工業意匠に係る製品だけを表示しなければならない（その他の製品を添付しない）。
- b) 写真又は図面は、同じ縮尺で、工業意匠を表示しなければならない。写真又は図面の工業意匠のサイズは、90mm x 120mm より小さくはならず、190mm x 277mm より大きくはならない。
- c) 写真又は図面は、決められた方向から、以下の順序で工業意匠を表示しなければならない：工業意匠の立体図、前側、裏側、右側、左側、上側、下側からの参照図；参照図は、正面で表示されなければならない。

- d) 対称参照図のある工業意匠の場合には、写真又は図面には、対称の参照図が要らないが、明細部分に属する写真又は図面の列挙部分にそれを明確化しなければならない。
- e) 展開可能な工業意匠（例：箱、包装など）の場合には、工業意匠の参照図は、展開された状態の工業意匠の写真又は図面で代替することができる。
- g) 工業意匠の複雑さに応じて、保護請求の工業意匠の際だった特徴を十分に表示するため、その他の角度からの写真、立体図、部分の断面、拡大図、製品の組立部品の写真などが必要となる可能性がある。
- h) 使用状態の異なる各製品（例：蓋のある、又は畳める製品）の場合には、異なる状態の製品の工業意匠の写真又は図面を提出しなければならない。
- i) 完成品の部品の工業意匠の場合には、完成品の部品の設置、使用の位置を表示する写真又は図面を有しなければならない。
- k) 工業意匠の各バリエーションについては、それぞれについて本規則の規定に従い十分に表示する写真又は図面を提出しなければならない。
- l) 製品セットの場合には、本規則の規定に従い、製品セットの立体図、及びそのセットの各製品の写真又は図面を提出しなければならない。

### 33.7 工業意匠の特徴

- a) 工業意匠の特徴は、線、図形、色彩、位置相関、又はサイズ相関で表示される要素であって、その他の特徴（標識）と相まって、当該工業意匠を形成するのに、必要かつ十分な集合である。
- b) 下記の各要素は、工業意匠の特徴とみなされない。
  - (i) 製品の技術的機能により決定される図形及び線（例：データ格納ディスクの平坦表面は、ディスクと読み取り機との相対的な移動により決定される）。
  - (ii) 美観的な印象を与えない標識の集合に含まれる要素の存在（製品の形式的な印象は、その要素の有無にかかわらず、変わらない；例：見慣れた一つの図形又は線の変化が認知できない程度であるときは、変化した図形又は線は、既存の図形又は線として認知される）。
  - (iii) 製品製造のための材料。
  - (iv) その製品の原産地、特徴、構造、効能、使用方法などに関する情報又はガイドラインを提供するのに、製品に付したり、貼り付けたりする標識；例：商品ラベルに表示する言葉。
  - (v) 製品のサイズ。ただし、生地見本及び類似材料の装飾様式の変更の場合を除く。
- c) 基本的及び非基本的意匠特徴
 

基本的な意匠の特徴は、認知・記憶し易い特徴であり、工業意匠を判定し、同類の製品用の他の工業意匠と識別するのに必要かつ十分である。

上記の条件に該当しない特徴は、非基本的意匠特徴という。

## 34. 工業意匠登録申請書の方式審査及び公開

工業意匠登録申請書の方式審査及び公開の手続は、本省令の規則 13 及び規則 14 に規定する手続に従うものとする。

## 35. 工業意匠登録申請書の実体審査

### 35.1 工業意匠の類似性の評価：

- a) 二つの工業意匠は、それらが同種の製品に係るものであって、同じ基本的及び非基本的意匠特徴の集合を有する場合、同一とみなされる。
- b) 二つの工業意匠は、それらが同種の製品に係るものであって、いくつかの同じ基本的意匠特徴を有する場合、類似とみなされる。
- c) 二つの工業意匠は、二つの類似工業意匠間の同一の意匠特徴の数が、その他の類似工業意匠との同一意匠特徴より多い場合に、最も類似であるとみなされる。

### 35.2 工業意匠登録申請書の実体審査手続

工業意匠登録申請書（申請書）の実体審査は、本省令の規則 15 に規定する一般手続及び本規則に規定する個別の手続に従うものとする。

### 35.3 申請書記述の対象と工業意匠保護証書との適合性の評価

申請書に記述する対象は、下記の場合に、工業意匠保護証書に整合しないものとみなされる。

- a) その対象が製品の外観でない。
- b) 申請書に記述する対象は、
  - (i) 当該製品の技術的特性により必然的な製品の外観。
  - (ii) 土木又は工業の建設工事の外観。
  - (iii) 製品使用（製品の整備、維持、又は修理を除く、通常の方法に従った消費者による当該製品の実用性の活用）の過程における内観（不可視部分）。

### 35.4 情報調査

#### a) 情報調査目的

情報調査の目的は、義務的最少情報源から、申請書に記述する工業意匠と同一又は類似する工業意匠を発見することである。

#### b) 申請書実体審査過程に使用する義務的最少情報源は、下記のものを含む。

- (i) 国家知的財産庁により受理され、審査中の申請書の出願日、又は優先日（申請書が優先権を享受する場合）より早い公開日を有する工業意匠登録申請書。
- (ii) 審査中の申請書の出願日又は優先日（申請書が優先権を享受する場合）の前 25 年以内にその他の国家又は組織により公開され、国家知的財産庁の工業意匠データベースに保管された工業意匠登録申請書及び工業意匠保護証書。
- (iii) 国家知的財産庁により収集及び保管された工業意匠関連のその他の情報。
- (iv) 国家知的財産庁により受理され、審査中の申請書の出願日又は優先日より早い出願日又は優先日（申請書が優先権を享受する場合）を有する工業意匠登録申請書（本省令の規則 35.9 に規定する先願主義の検査のために利用されたもの）。

- c) 必要かつ可能な場合には、調査は義務的最少情報源以外に拡大することができる。

### 35.5 調査報告

調査結果は、調査分野、調査範囲、当該調査範囲の検索結果（発見した対照の工業意匠、情報源、及び当該情報の公開日についての統計及び明確な表示）を明記し、報告作成者（調査者）の氏名を表示しなければならない。

本規則において「対照の工業意匠」とは、申請書に記述する工業意匠と同一又は類似する工業意匠であり、新規性及び進歩性の評価に際して、申請書に記述する工業意匠と比較されるものである。

### 35.6 知的財産法の第 67 条に規定する工業意匠の工業的利用可能性の評価

- a) 申請書に記述する工業意匠関連の情報に基づき、当該分野に関する平均水準の知識を有する者が、その工業意匠を見本として、工業的又は手工的な方法で、その工業意匠と同一の外観の有する製品を製造することができる場合、申請書に記述する工業意匠に工業的利用可能性があるとみなされる。

概念、当該分野に関する「平均水準の知識を有する者」は、本省令の 23.6.a の当該規定の通りに定義される。

- b) 下記の場合に、申請書に記述する対象は、工業的利用可能性がないものとみなされる。
  - (i) 申請書に記述する対象が、不安定な状態にある製品（気体、流体などの製品）の意匠である。
  - (ii) 申請書に記述する対象と同様の意匠にかかる製品を製造するのに特別な技能を要する場合、又は申請書に記述する対象と同様の意匠にかかる製品を繰り返し製造できない場合。
  - (iii) その他正当な理由のある場合。

### 35.7 知的財産法の第 65 条に規定する工業意匠の新規性の評価

- a) 工業意匠の新規性評価方法

申請書に記述する工業意匠の新規性の評価においては、その工業意匠の基本意匠形成特徴の集合を、情報調査において発見した対照の工業意匠となる同一又は最も類似する工業意匠の基本意匠特徴の集合と比較しなければならない。

- b) 工業意匠の新規性に関する結論

工業意匠は、下記の場合に、新規性があるとみなされる。

- (i) 義務的最少情報源で、対照の工業意匠が発見できない、又は
- (ii) 義務的最少情報源で、対照の工業意匠が発見されたにもかかわらず、申請書に記述する工業意匠は、対照の工業意匠の基本意匠形成特徴の集合に存在しない（属しない）少なくとも一つの基本意匠形成特徴を有する、又は
- (iii) 対照の工業意匠が、知的財産法の第 65 条の第 3 項及び第 4 項に規定する場合に属する公開された申請書に記述する工業意匠である。

### 35.8 知的財産法の第 66 条に規定する工業意匠の進歩性の評価

- a) 工業意匠の進歩性評価方法  
申請書に記述する工業意匠の進歩性を評価するために、その工業意匠の基本意匠形成特徴の集合を、情報調査過程中に発見された同一又は類似の工業意匠別の基本的な意匠特徴の集合と比較しなければならない。
- b) 工業意匠の進歩性に関する結論  
申請書に記述する工業意匠は、下記の場合に、進歩性がないものとみなされる。
- (i) 工業意匠が、既知の意匠特徴の単なる組み合わせである場合（公開的に表示された意匠形成特徴は、位置の代替、変更、数量の増減などの単なる方法で、配置、又は結合される）。
- (ii) 工業意匠が、周知の植物、果実、動物などの元来の自然的な形、幾何学的な形（円形、長円形、三角形、正方形、四角形、正多角形、上記の形のプリズム）である場合。
- (iii) 工業意匠が、ベトナム又は世界で周知又は著名である製品作品の形の単なる複製である。
- (iv) 工業意匠が、他の分野の工業意匠の模倣であり、当該模倣が広く知られている場合（例：四輪車、二輪車などの模倣の玩具）。
- 上記に該当しない場合、工業意匠は、進歩性があるとみなされる。

### 35.9 知的財産法に規定する先願主義の検査

- a) 先願主義を検査するために、本省令の 35.4.b (iv)に規定する義務的最少情報源で情報を調査しなければならない。
- b) 申請書に記述する工業意匠は、情報調査中に発見された工業意匠特許の付与要件に該当した申請書に同一又は類似する工業意匠が見つからない場合、先願主義を満たすとみなされる。
- c) 申請書に記述する製品部分の工業意匠は、情報調査中に発見された工業意匠特許の付与要件に該当した申請書記述の製品及び・又は製品部品の意匠に重複又は類似する工業意匠が見つからない場合に、先願主義を満たすとみなされる。
- d) 同一又は類似の工業意匠を登録する多くの申請書が工業意匠特許の付与要件に該当し、同一の優先日又は出願日を有する場合、全ての出願人が当該出願人を工業意匠特許の付与を受ける者の指定について合意に達すれば、申請書に記述する工業意匠は知的財産法の第 90 条の第 2 項に規定する先願主義に満たすとみなされる。

### 35.10 実体審査結果の通知

工業意匠登録申請書の実体審査結果の通知は、本省令の 15.7.a の一般規定に従うものとする。

## 36. 工業意匠特許の付与、登録、及び公開

工業意匠特許の付与、登録、及び公開は、本省令の規則 18 及び規則 19 の一般規定に従うものとする。

## 第 5 節 商標登録手続

### 37. 商標登録申請書に係る要件

- 37.1 商標登録申請書は、本省令の規則 7 及び規則 10.1 に規定する申請書資料の一般要件及び本規則に規定する具体的な要件を満たさなければならない。
- 37.2 申請書は、知的財産法の第 101 条の第 1 項及び第 4 項に規定する単一性を確保しなければならない。それぞれの申請書について、一つ又は複数の商品・サービスについて使用される一つの商標登録の申請を認められる。
- 37.3 申請書に記述する情報の確実性を疑う根拠がある場合、国家知的財産庁は、その情報を証明するため、下記の各資料を 1 ヶ月以内に提出することを出願人に請求することができる。
- a) 出願人資格証明資料：
- (i) 知的財産法の第 87 条の第 1 項に規定する事業登録証明書、出願人の製品製造、サービス提供の事業の契約又は証明資料。
  - (ii) 知的財産法の第 87 条の第 2 項に規定し、製造業者が製造業者の製品の商業的な活動の実施者の商標登録に反対せず、かつ商標を使用しないことについての合意書又は確認文書。
  - (iii) 知的財産法の第 87 条の第 3 項及び第 4 項に規定する設立決定書、又は許可証、団体商標、品質証明商標、地理的原産地証明商標の管理の機能、権限を確認する組織定款。
  - (iv) 知的財産法の第 87 条の第 5 項に規定する合意書、事業登録証明書、共同所有者の商標登録に関する資料。
  - (v) 知的財産法の第 87 条の第 6 項に規定する他人の商標登録権の享受証明資料。
  - (vi) 知的財産法の第 87 条の第 7 項及び工業所有権の保護に関するパリ条約第 6 条の 7 に規定する代表者又は代理人の商標登録権を確認する商標所有者の合意書又は同意書。
- b) 申請書出願人の代理資格証明資料：出願人の委任状原本；申請書出願人の代理人が商標登録組織の法律上の代理人であり、又はその委任による権限保持者であることを証明する文書；出願人の委任による権限保持者が本省令の規則 3 に規定する申請書出願人の代理人となる要件に該当することを証明する文書。
- c) 下記に係る特別標識を含む使用・登録の権利を証明する資料：
- (i) 知的財産法の第 73 条の第 2 項及び第 4 項に規定する国内及び国際の機関、組織の名前、シンボル、旗、符号、又は国際組織の認証印、検査印、保証印。
  - (ii) 知的財産法の第 73 条の第 5 項に規定する著作権保護を受ける公に知られた作品の人物の名称、形象、又は誤認可能性のある製品の商号、商業的表示、原産地表示、賞与、表彰、又は特徴的記号。
  - (iii) 知的財産法の第 74 条の第 2 項の n に規定する他人の工業意匠の保護を受ける

標識。

- d) 優先権証明資料。
- e) 団体商標使用規制、証明商標使用規制、又はその他の申請書資料に記述する内容を明確化し、もしくは確認するのに必要な情報。

#### 37.4 申請書に係る要件

出願人は、下記の事項に注目し、本省令の付属書 A に規定する様式 04-NH で作成された申請書を 2 部提出しなければならない。

- a) 申請書に記述する商標明細部分は、登録商標種類を明確化しなければならない（通常の商標、団体商標、連合商標、証明商標）。
- b) 登録された商標が連合商標である場合、出願人は、下記の規定に基づき、商品又はサービスに関する連合要素を明確化しなければならない。
  - (i) 連合要素が（当該出願人の同一又は類似の商品又はサービスに係るその他の商標と類似する）商標である場合、その連合商標の中で、基本である商標の有無を明確化し、基本である商標がある場合には、その商標を指摘する；その商標の一つ又は複数が登録され、又は以前に提出した申請書に記述された場合、保護証書番号及び以前に提出した出願番号を明確化する。
  - (ii) 連合要素が商品又はサービス（類似又は関連する商品又はサービスに係る商標）である場合、その商品又はサービスの中で、基本となる商品又はサービスを指摘する；その商品又はサービスのいずれかが登録され、又は以前に提出した申請書に記述された場合、その保護証書番号及び以前に提出した申請書番号を明確化する。
  - (iii) 出願人が基本商標又は基本の商品もしくはサービスを明確化しない場合、出願人の申請書に記述する全ての商標及び商標関連の商品又はサービスは、互いに独立とみなされる。申請書に記述する商標の識別性の評価は、知的財産法の第 74 条の第 2 項の e に規定する連合商標に対し、例外を適用することを認められないが、本省令の規則 39 に規定する識別性の評価についての一般的規定に従わなければならない。
- c) 証明商標の場合、出願人は、申請書において証明の目的、内容及び方式を明確化しなければならない（証明の対象：品質、出所、地理的原産地、又はそれらの組み合わせ；証明内容：主体、商品、又はサービスに関する具体的な要件；証明方法：証明書発行手続、手順、検査方法、証明の目的及びその内容の検査及び維持）。
- d) 申請書に記述する商標見本及び商標関連の表記は、下記の各規定に従うものとする。
  - (i) 商標が多く要素から構成される場合、構成要素及びその各要素間の連合を明確化しなければならない；商標が図形的な要素を含有する場合、その要素の内容及び意義を明確化しなければならない。
  - (ii) 色彩のある商標の保護を請求する場合、その請求を明確化し、商標に記述する色彩の名前を指摘しなければならない。
  - (iii) 商標がベトナム語以外の文字、言葉、又は表現を含有する場合、発音方法

- (iv) 商標がアラビア数字又はローマ数字以外の数字を含有する場合、アラビア数字に訳さなければならない。
- e) 申請書の「商標に係る商品・サービスリスト」部分は、国家知的財産庁により産業財産官報で公開されたニース協定上の商品・サービスの国際分類表に従い、分類されなければならない。

### 37.5 商標見本に係る要件

申請書に付する商標見本の他に、以下の要件を満たす同じ商標見本の 9 部を添付しなければならない。

- a) 商標見本は、商標の要素別に 8mm から 80mm までのサイズで表示されなければならない；商標全体は、申請書に印刷されるサイズである 80mmx80mm の枠内に表示されなければならない。
- b) 商標が立体である場合、商標見本は、立体図の写真又は図面を添付しなければならないが、参照図の形で記述する見本を添付することができる。
- c) 色彩保護を請求する商標の場合、商標見本は、保護請求の色の通りに表示されなければならない。色彩保護を請求しない場合、商標見本は、白黒で表示される。

### 37.6 団体商標及び証明商標の使用規制に係る要件

団体商標使用規制及び証明商標使用規制は、知的財産法の第 105 条の第 4 項及び第 5 項に規定する当該内容を有し、下記の諸問題を明確化しなければならない。

- a) 商標、商標所有者、及び商標保持サービスに関する簡略的な情報。
- b) 商標登録者が商標使用許可証を付与するのに必要な要件及び商標使用权の終了条件。
- c) 商標使用者の義務（商標に係る商品又はサービスの品質及び特徴を保証し、商標登録者の監視を受け、商標維持費を納付することなど）。
- d) 商標登録者の権利（商標使用規制への遵守を監視し、商標維持費を徴収し、商標使用規制に規定する条件を遵守しない者の使用权を中止することなど）。
- e) 商標使用の許可証付与、監視、検査及び商標に係る商品又はサービスの品質、信頼性の保証の体制。
- g) 紛争解決方法。

### 37.7 地理的原産地証明商標の登録、使用の認可に関する証明資料に係る要件

- a) 地理的原産地証明商標の場合、申請書には、商標使用規制及び商標登録権に必要な証明資料のほかに、出願人のその商標に係る商品又はサービスに係る原産地の表示を含む証明商標（地域もしくは地方の地名、シンボル、又は地図）の登録を認可した関連の地方政府の許可証を添付しなければならない。
- b) 行政土地境界及び上記の規則 37.7.a に定める地方政府の許可証に基づき、原産地の地理的表示に係る地域又は地方を判定できない場合、国家知的財産庁は、出願人に対して、当該地方政府により認証された商品又はサービスの原産地



の地理的表示に係る地域又は地方の範囲を指摘する地理的地図を提供することを請求する。

### 38. 商標登録申請書の方式審査及び公開

商標登録申請書の方式審査及び公開の手続は、本省令の規則 13 及び規則 14 に規定する一般手続に従うものとする。

### 39. 商標登録申請書の実体審査

39.1 国家知的財産庁は、本省令の規則 15 に規定する一般手続及び本規則の具体的な規定に基づき、適正申請書の実体審査を行う。

39.2 商標登録申請書に記述する対象と商標登録証明書の付与要件との適合性の評価

a) 知的財産法の第 72 条の第 1 項の規定に従い、商標として登録されうる商標は、一又は複数の特定色彩で表示される文字、数字、言葉、絵図、ならびに立体及びその組み合わせを含む画像の形で表示される可視的な標章でなければならない。

b) 商標として保護されない標章は、下記の通りである。

(i) 単なる色彩であって、文字標章又は図形標章との組み合わせでなく、かつ文字標章又は図形標章の形で表示されない標章。

(ii) 知的財産法の第 73 条に規定する商標として保護されない対象に属する標章。

(iii) 社会秩序に反し、国家安全を損ずる標章。

39.3 知的財産法の第 74 条の第 2 項に定める文字又は数字形態の標章（以下「文字標章」という）の識別性の評価

本省令の規則 39.5 に規定する例外を除き、下記の文字標章は、識別性がないものとみなされる。

a) 通常の知識を有するベトナム消費者が、認知できず、記憶できない（読めず、理解できず、覚えられない）言語の文字。ローマ由来のない文字がその例である（アラブ文字、スラブ文字、サンسكريット、中国文字、日本文字、朝鮮文字、タイ文字など）。ただし、上記の言語に属する文字が、その他の成分とともに識別性のある総体を形成し、又は図画もしくはその他の特別な形態で表示される場合を除く。

b) ラテン由来の文字であって、一つの文字又は数字のみから構成される場合、又は二つの文字から構成され、数字を伴う場合でも単語として発音できない場合。ただし、その標章が図画又はその他の特別な形態で表示される場合を除く。

c) 認知できず、又は記憶できないほど多くの文字又は言葉の組み合わせ。既定の秩序もしくは規律、又は文書もしくは段落で並べられない文字の連鎖がその例である。

d) ラテン由来の意味を有する文字であって、ベトナムの関連分野において頻繁及び広範に使用されたために、識別性を失ったもの。

- e) 関連の商品又はサービスの一般名称として、ベトナムで使用される言葉又は句。
- g) 時間、場所、地理的原産地（商標が商品の地理的原産地の証明商標又は団体商標として登録された場合を除く）、生産方法、種類、数量、品質、特徴（商標が商品又はサービスの品質に係る証明商標として登録された場合を除く）、商品又はサービスの成分、効能、価値など、商標に係る商品又はサービスを記述する言葉又は句。
- h) 商標所有者の法的形態又は事業分野を記述する言葉又は句。
- i) 知的財産法の第 74 条の第 2 項の e、g、h、i、k、l、m に規定する他人の産業財産権保護範囲に属する対象のいずれかと同一又は類似する言葉又は句。
- k) 知的財産法の第 73 条の第 5 項の規定に基づき、商品又はサービスの原産地、性能、効能、品質、価値、又は構成成分、生産工程、原材料、もしくは卓越性のような他の特徴について、消費者に誤認もしくは混同を生じさせ、又は詐欺的な性質がある文字標章。
- l) ベトナム又は外国の最高指導者、民族英雄、著名人の実名、別名、筆名と同一又は混同を招くほど類似する文字商標；他人の著作権保護範囲所属の周知作品の人物の名称又は形象と同一又は混同を招くほど類似する文字標章。ただし、その作品の所有者の許諾を得た場合を除く。

#### 39.4 知的財産法の第 74 条の第 2 項に定める図面、映像形態の標章（以下「図形標章」という）の識別性の評価

本省令の規則 39.5 に規定する例外を除き、下記の場合には、図形標章は識別性がないものとみなされる。

- a) 円形、長円形、三角形、四角形などの普通の幾何学的図形、又は簡単な絵図；製品又は製品包装の背景又は装飾模様を使用する絵図又は映像である場合。
- b) 連合又は重複の映像、線が多すぎるため、消費者がそれを認知し、記憶できないほど、煩雑かつ複雑である絵図又は映像。
- c) 広範に使用された絵図、映像、シンボル、象徴標章。
- d) 標章に係る商品又はサービス自体を表す標章；商標に係る商品又はサービスの生産場所、方法、地理的原産地、種類、数量、品質、性質、成分、効能、価値、又はその他の特性を記述する絵図又は映像。
- e) 保護中の他人の工業意匠と同一又は類似する図形標章。
- g) ベトナム又は外国の最高指導者、民族英雄、著名人の映像と同一又は混同を招くほど類似する；他人の著作権保護範囲に属する周知作品の人物の名称又は形象と同一又は混同を招くほど類似する。ただし、その作品所有者の認可を取得する場合を除く。

#### 39.5 文字標章及び図形標章の識別性評価に際して、下記の例外が適用される。

- a) 標章は、本省令の規則 39.3 の a、b、c、g、h 及び規則 39.4 の a、b、c、d、e に規定する場合に該当する標識が標章として使用され、消費者の間で広く知られることにより、標章は関連の商品又はサービスに対する識別性を獲得す

る。

- b) 出願人は、この例外の適用を受けるには、その商標の広範囲の使用に関する証拠（使用開始時、現在使用の範囲及び程度など。ただし、使用が適法な生産、取引、商事、広告、又はマーケティングの諸活動で行われる場合に「使用されている」とみなされる）、商標所有者の関連の商品又はサービスに対する当該商標の識別性に関する証拠を提供しなければならない。この場合、その商標が現実的に連続的及び広範囲にわたって利用された形態によって表示された場合に識別性があると認められる。

### 39.6 文字標章と図形標章との併合標章（以下「併合標章」という）の識別性の評価

文字標章と図形標章が識別性のある総体を形成する場合、具体的には下記の場合に、併合標章は識別性があるとみなされる。

- a) 文字標章及び図形標章に識別性があり、組み合わせることにより識別性のある総体を形成する。
- b) その他の要素に識別性がなく、又は識別性が薄い場合でも、商標の強力な要素（消費者の感覚に強い印象を与え、消費者の注目を引き、視覚的な印象を与える要素）が、識別性のある文字標章又は図形標章である。
- c) 併合標章が、識別性がなく、又はあまり有しない文字標章及び図形標章から構成される場合でも、それらの標章の特別な併合方法が独自の印象を与えるときは、その併合の総体は、識別性があるとみなされる。
- d) 併合標章が、識別性がなく、又はあまり有しない文字成分及び図形成分から構成される場合でも、その併合の総体は、本省令の規則 39.5 に基づき、使用による識別性を獲得した。

### 39.7 最少情報源

- a) 申請書に記述する標章の誤認可能性を評価するため、国家知的財産庁は、少なくとも下記の最少情報源で、情報を調査する。
- (i) 審査中の申請書の出願日又は優先日より早い出願日又は優先日を有する国家知的財産庁に提出された商標登録申請書、及び WIPO により国家知的財産庁に通報された審査中の申請書の出願日又は優先日より早い出願日又は優先日を有するベトナム指定の国際出願申請書であって、同一又は類似の商品又はサービスに係る国際出願申請書。
- (ii) 同一、類似、又は関連する商品又はサービスにかかる、すでに登録され、又は保護を認められた商標（周知商標を含む）。
- (iii) 失効してから 5 年以上経過した同一又は類似の商品又はサービスに係る登録商標。ただし、知的財産法の第 95 条の第 1 項の d に規定する不使用を理由として失効した場合を除く。
- (iv) ベトナムで保護を受ける地理的表示。
- (v) 国家知的財産庁により収集され、保管される商品又はサービスの地理的原産地表示；地名、品質印、検査印の各種；各国の国旗、国章；ベトナム及び世界の機関、組織の旗、名前、シンボル；ベトナム及び外国の最高指導者、民

族英雄の名前、映像及び名人の名前、映像など。

- b) 必要に応じて、工業意匠登録申請書、商号など、上記の 39.7.a に規定する最少情報源以外の参考情報源で調査することができる。

### 39.8 その他の商標と混同を招くほどの類似性の有無の評価

- a) 申請書に記述する登録要件の標章が他の商標（以下「対照商標」という）と同一又は混同を招くほど類似するか否かを評価するために、構造、内容、発音方法（文字標章の場合）、標章の意義及び表示形式（文字標章と図形標章の場合）を比較する。同時に、本規則の規定に基づき、対照商標を付した商品及びサービスと出願した商標を付した商品及びサービスを比較しなければならない。
- b) 対照商標と同一の標章：標章が構造、内容、意義及び表示形式の側面で、完全に同一である場合、対照商標と同一とみなされる。
- c) 標章は、下記の場合に、対照商標と混同を招くほど類似するとみなされる。
  - (i) 当該標章が、消費者が同じ対象であると混同し、一方の対象が他方のバリエーションであると考え、又は二つの対象が同一の出所を有すると考えるほど、構造、又は・及び内容、又は・及び発音方法、又は・及び意味、又は・及び表示形式の側面で、対照商標と近似する。
  - (ii) 当該標章が、対照商標からの音訳又は翻訳であって、当該対照商標が周知商標である。

### 39.9 商品又はサービスの類似性の評価

- a) 二つの商品、又は二つのサービスが下記の特徴を有する場合に、その二つの商品、又は二つのサービスは同一（同類）とみなされる。
  - (i) 同じ本質（成分、構造）ならびに同じ機能及び用途を有する、又は
  - (ii) 類似の本質ならびに同じ機能及び用途を有する。
- b) 二つの商品又はサービスが下記の特徴を有する場合には、その二つの商品又はサービスは類似するとみなされる。
  - (i) 本質的に類似する、又は
  - (ii) 機能又は用途の側面で類似する、及び
  - (iii) 同じ商業的な経路で、市場に発売する（同じ方法で配給し、同じ形態の店で一緒に販売され、又は競合するなど）。
- c) 一つの商品と一つのサービスは、下記の場合の一又は複数に属する場合に、類似するとみなされる。
  - (i) 本質面で関連する（一方の商品もしくはサービス、又は商品もしくはサービスの原料もしくは部品が他方の商品もしくはサービスから構成される）、又は
  - (ii) 機能面で関連する（一方の商品もしくはサービスの機能を完成するのに、他方の商品もしくはサービスを利用し、又はそれらが共同で使用されることが多い）、又は
  - (iii) 実施方法に関する密接な関係を有する（一方の商品もしくはサービスがその

他の商品もしくはサービスの使用もしくは利用の結果である)。

#### 39.10 先願主義の検査

国家知的財産庁は、商標登録証明書発行の決定を发出する前に、知的財産法の第 90 条に規定する先願主義を確保するのに、検査を行わなければならない。

#### 39.11 標章と対照商標との混同可能性に関する結論

標章は、下記の場合に、同一又は類似の関連商品にかかる対照商標と同一又は混同を招くほど類似であるとみなされる。

- (i) 標章が対照商標と同一であり、商品又はサービスが対照商標に係る商品又はサービスと同一又は類似するとき。
- (ii) 標章が対照商標と同一であり、商品又はサービスが同じ商標所有者の対照の商標に係る商品又はサービスと同一であるとき。
- (iii) 標章が対照商標と混同を招くほど類似し、かつ商品又はサービスが対照商標に係る商品又はサービスと同一又は類似する標章を有するとき。商品又はサービスに関する類似性と標章に関する類似性が類似標章使用時に混同可能性を形成できない場合の例外を除く。
- (iv) 周知商標である対照商標と同一又は類似し、標章に係る商品又はサービスがその商標に係る商品又はサービスと同一でも類似でもないが、標章使用により、消費者がその標章に係る商品、サービスと周知商標所有者との関係が存在すると混同し、周知商標の識別性を減少させ、又は周知商標の信頼性を損なう可能性があるとき。

#### 39.12 標章のその他の混同可能性の審査

標章のその他の混同可能性の審査は、知的財産法の第 73 条及び第 74 条の第 2 項の規定及び本規則の具体的な規定に従うものとする。

- a) 標章は、下記の場合に、商品又はサービスの出所に関する誤認を招くとみなされる。
  - (i) 標章が、国家又は地域の名称又は象徴（国旗、国章、国号、国名、又は地方名）と同一又は類似し、又は国家又は地域の名称又はシンボルと混同を招くほど類似するために、商標に係る商品又はサービスがその国家又は地域に由来するとの誤認を招く場合。
  - (ii) 標章が、その標章の使用が商品の地理的原産地に関する消費者の誤認を招くときは、保護を受ける地理的表示と同一又は類似する場合；ぶどう酒又は蒸留酒に係る商標登録を求める標章がその地理的表示に係る地理的地域に由来しないにもかかわらず、ぶどう酒又は蒸留酒に係る保護された地理的表示と同一であり、当該地理的表示を含み、又は当該地理的表示が音訳され、もしくは当該地理的表示が刻まれている場合。
  - (iii) 標章が、同種の商品又はサービスについて適法に使用された他人の商号と同一又は類似する言葉であるため、標章に係る商品又はサービスが当該商号所有者により製造され、提供されるとの誤認を消費者に与える場合；標章は、同じ商品又はサービスについて適法に使用された他人の商業的ロゴと同一又は類似する図面であるため、標章に係る商品又はサービスが上記の商業的シ

ンボル所有者により製造され、提供されるとの誤認を消費者に与える場合。

- (iv) 標章が、ベトナム及び外国の最高指導者、民族英雄、著名人の実名、別名、筆名、映像と同一又は類似する場合；標章の使用により、標章に係る商品又はサービスがその作品所有者により製造され、実施されるとの誤認を与えるときは、標章は、周知の作品の特徴的な人物の名称、形象又は映像と重複し、又は類似する場合。
- (v) 標章が、商標登録申請書の出願日又は優先日より早い出願日又は優先日のある工業意匠登録申請書に基づいて保護される他人の工業意匠と同一、又は実質的な差異がない場合。
- b) 下記の場合に、標章は、商品又はサービスの本質及び価値的な混同又は誤認を与える可能性があるともみなされる。
  - (i) 標章が、商品又はサービスの性能又は効能に関する誤った印象を与える言葉、絵図、映像、記号である場合、すなわち、広く使用されているため、商品又はサービスの機能又は効能と関連しているとみなされ、消費者が、当該標章の付された商品又はサービスは当該機能又は効能を有するものであると考える商標又は標章と同一又は類似である場合。
  - (ii) 標章が、商品又はサービスの構成又は成分について誤認させる印象を与える言葉又は画像である場合。すなわち、当該標章を付した商品又はサービスに関連する他の商品又はサービスの説明により、当該標章を付した商品又はサービスが、説明を付した商品又はサービスと同一の成分によって構成され、又は同一の成分を有すると誤った印象を受ける場合。

#### 40. 商標登録証明書の付与、登録、公開

商標登録証明書の付与、登録、及び公開の手続は、本省令の規則 18 及び規則 19 に規定する一般手続に従うものとする。

#### 41. ベトナムからの国際出願申請書及びベトナムを指定する商標国際出願申請書の処理

##### 41.1 ベトナムからの商標国際出願申請書に係る手続

本省令に規定する商標登録申請書の処理手続に関する各規定は、国家知的財産庁での商標国際出願申請書の処理にも適用される。

##### 41.2 ベトナムの基礎登録に基づく国際登録の権利

- a) ベトナムで商標を登録した証明書を付与された者は、マドリッド協定に従い、当該商標の国際登録を行う権利がある。
- b) ベトナムで商標登録申請書を提出した者と、ベトナムで商標を登録した証明書を付与された者は、マドリッド協定に従い、当該商標の国際登録を行う権利がある。

##### 41.3 ベトナムからの国際出願申請書

- a) 登録を求める国としてマドリッド協定の加盟国を指定し、マドリッド協定議定書の加盟国を指定しない商標国際出願申請書は、フランス語で作成されな

ければならない。

- b) マドリッド協定議定書の加盟国を少なくとも一国指定し、マドリッド協定の加盟国も指定する商標国際出願申請書は、英語又はフランス語で作成されなければならない。
- c) 出願人は、本省令の付属書Cに規定する様式 06-DKQT、又は国家知的財産庁により無料で提供される用紙で作成された申請書を提出しなければならない。申請書には、出願人が商標登録を希望するマドリッド協定加盟国（マドリッド協定議定書の加盟国でもあってもよい）、及びマドリッド協定議定書のみの加盟国を明示しなければならない。商標国際出願申請書には、出願人の記入欄に、正確かつ十分に情報を記入し、ベトナムで登録した商標見本の通りに、商標見本を添付しなければならない。
- d) 出願人は、申請書様式に印刷する料金表に従い、手数料及び料金の総額を概算し、又は国際事務局に支払うべき手数料及び料金の金額を正確に通報するよう国家知的財産庁に請求することができる。出願人は、国際事務局にその手数料及び料金を直接支払い、さらに国家知的財産庁に関連する手数料及び料金を納付しなければならない。
- e) 出願人は、商標国際出願申請書に申告する各情報（特に出願人の名前、住所、商品及びサービスならびに商品及びサービスの分類に関する情報）が言語、翻訳の側面で正確であり、基礎商標登録証明書、又は当該の基礎商標登録証明書に記述する各情報に合致することを確保しなければならない。出願人は、国際事務局の通報に応じて、不正確又は不合致の情報申告により、商標国際出願申請書を補正し、補足することに関して発生する料金を納付する責任を負う。
- g) 商標の国際出願申請書に関する全ての文書及び取引は、国家知的財産庁を通じて行われる。国家知的財産庁は、関連の国際条約に基づき、出願人の請求を国際事務局に通報するとともに、国際事務局の通知を出願人に通報する。

#### 41.4 ベトナムからの商標国際出願申請書の受理機関

- a) 商標国際出願申請書は、国家知的財産庁を通じて国際事務局に提出される。国家知的財産庁は、完全で適法な申請書資料の受領日から 30 日以内に、国際事務局に商標国際出願申請書を転送する。
- b) 国家知的財産庁の商標国際出願申請書の受領日は、国際事務局が国家知的財産庁の申請書受領印の日付から 2 ヶ月以内にその申請書を受領した場合には、商標国際出願申請書の出願日とする。出願人に起因する理由により、上記の期限以内に受理されない場合には、国際事務局の申請書受領日が商標国際出願申請書の出願日となる。

#### 41.5 商標国際出願申請書、ベトナムからの商標国際出願申請書の補正、補足、及び譲渡

- a) 申請書が国際事務局に提出された後に、商標国際出願申請書に記述する商品・サービスリストの名前、住所の補正、制限、商標国際出願、商標国際出願効力の更新に関する出願人と国際事務局との全ての取引は、本省令の付属書 C に規定する様式 08-SDQT で作成され、国家知的財産庁を経由して行われ

る。出願人は、規定の通りに、その各取引に係る料金及び手数料を納付しなければならない。

- b) 商標所有者は、国家知的財産庁を通じて（又は、マドリッド協定議定書の加盟国のみである国で商標の国際出願を行う申請書の場合には、国際事務局に直接的に請求することができる）、関連の国際条約の規定を遵守して、商標国際出願の商標所有権の譲渡を記録することを国際事務局に請求し、かつ規定上の料金及び手数料を納付しなければならない。

#### 41.6 ベトナム指定の商標国際出願申請書の処理

- a) ベトナム指定の商標国際出願申請書に関する国際事務局の通報を受けた後に、国家知的財産庁は、国家知的財産庁に直接提出される商標登録申請書に係る手続に従い、申請書の実体審査を行う。国際事務局が通報を発出した時から12ヶ月以内に、国家知的財産庁は、商標の保護可能性に関する結論を下す。
- b) ベトナムの法律に規定する保護可能性のある商標の場合には、国家知的財産庁は、国際出願の商標保護決定を発出し、産業財産官報に公開し、決定の発送日から1ヶ月以内に商標に関する国家登録簿に記録する。保護範囲（量）は、世界知的所有権機関（WIPO）により記録され、国家知的財産庁により確認された商標の国際出願の内容に従い、認証される。
- c) 保護可能性がなく、又は部分的に拒絶されるべき商標の場合には、国家知的財産庁は、上記の12ヶ月の期間が満了する前に、国際事務局に対し、申請書の拒絶について拒絶の理由及び内容を明確化したうえで出願人に通知する。
- d) 出願人は、国家知的財産庁により拒絶通知書を送付された時から3ヶ月以内に、国家知的財産庁の拒絶通知に対し、審判を請求することができる。審判請求及び審判解決の手続は、国家知的財産庁に直接的に提出される商標登録申請書に係る手続に従うものとする。審判解決結果は、国家知的財産庁により、国際事務局及び出願人に通知される。
- e) 国家知的財産庁は、商標国際出願がベトナムで有効になることが認められた時から、商標所有者の請求に応じて、ベトナム保護の国際出願商標証明書を付与する。ただし、出願人が規定上の料金を納付しなければならない。

#### 41.7 ベトナムからの商標国際登録の更新

商標国際登録の満了の前、6ヶ月以内に（マドリッド協定議定書の加盟国でもある国を含むマドリッド協定の加盟国の場合には、商標国際出願申請書の出願日から20年間；マドリッド協定議定書のみの加盟国の場合には、商標国際出願申請書の出願日から10年間）、商標所有者は、国際事務局の通知に従い、商標国際登録更新の料金を納付しなければならない。

#### 41.8 商標国際出願が無効にされたことによる変更の商標登録申請書

- a) マドリッド協定議定書の第9条の5に基づき、マドリッド協定議定書のみの加盟国に属する商標所有者の商標の国際出願が無効になる場合には、その者は、本省令の付属書Cに規定する様式07-DKCDにより、無効とされた国際商標登録に記録された商品又はサービスの一部又は全部についての変更商標登録申請書を国家知的財産庁に提出することができる。



- b) 変更商標登録申請書は、下記の要件を満たす場合に認められる。
- (i) 変更商標登録申請書が、当該商標国際出願が無効になった時から3ヶ月以内に提出される。
- (ii) 変更商標登録申請書に記述する商品又はサービスは、通常の商標国際出願に記述する商品又はサービスのリストに属する対象である。
- (iii) 変更商標登録申請書が、ベトナム法に定める方式要件及び実体要件の全てを満たし、出願人が規定の料金及び手数料を納付する。
- c) 変更商標登録申請書は、商標国際出願申請書の出願日、又は当該商標国際出願申請書の優先日（商標国際出願申請書が国際条約に規定する優先権主張を認められる場合）を付与される。
- d) 国家知的財産庁は、普通商標の場合と同じように、変更商標登録申請書の処理を行う。

## 42. 周知商標の認定

- 42.1 周知商標は、知的財産法の第75条の規定により、ベトナム法律により保護され、産業財産権に関するパリ条約の第6条の2の規定に整合する。
- 42.2 周知商標に係る権利は、登録なしに保護され、その商標の所有者に属する。商標所有者は、本省令の規則42.3に規定する各資料を利用して、商標に係る自らの権利を証明し、周知とされる各要件への適合性を証明することができる。
- 42.3 商標所有権証明及び商標の周知証明の資料は、商標使用の範囲、規模、程度、及び連続性についての情報、特に、商標の連続的な使用の経緯、歴史、期間の説明；当該商標を周知商標であるとして登録し、又は認めた国の数；商標に係る商品及びサービスのリスト；商標が流通する地理的範囲、製品販売又はサービス提供の売上総額；製造又は消費された商品又はサービスの数量；商標の資産価値、使用権譲渡価格又はライセンス料、商標への出資金額；国内外の展覧会への参加を含む商標の広告、マーケティングのための出資金額及び費用；侵害事件、係争事件及び裁判所又は政府管轄機関の決定又は判決；売買、使用及び広告、マーケティングを通じた消費者の周知度の調査データ；商標の信頼性に係る国内外の組織、マスコミの評価；商標が獲得した賞与、表彰；知的財産に関する鑑定組織の鑑定結果に関する情報を含む。
- 42.4 周知商標が民事訴訟手続又は国家知的財産庁の承認決定により認定される場合には、その周知商標は、周知商標リストに記録され、国家知的財産庁で保管される。

## 第6節

### 地理的表示登録手続

## 43. 地理的表示登録申請書に係る要件

- 43.1 地理的表示登録申請書は、本省令の規則7及び規則10.1に規定する一般要件

及び本規則に規定する具体的な要件を満たさなければならない。

- 43.2 申請書は、知的財産法の第 101 条の第 1 項に規定する単一性を確保しなければならない。一つの申請書には、一つの製品に使用される地理的表示を一つだけ登録しなければならない。
- 43.3 申請書の各資料：本省令の付属書 A に規定する様式 05-CDDL で作成される申請書；製品の性質・品質・名声に関する明細書；地理的表示に係る地域の地図（全て 2 部）及び 20mm x 20mm 以上 80mm x 80mm 以下のサイズで使用される地理的表示の表示方法の表示見本 10 部（地理的表示が言葉でない場合）。
- 43.4 製品の性質・品質・名声の明細書に係る要件
- a) 製品の性質・品質・名声の明細書には、下記の主な情報を記載しなければならない。
- (i) 特定の試験方法により、技術的装置又は専門家により検査可能な物理学、化学、及び生物学的な感覚、定性、定量の各指標で判定され、地理的条件により決定される地理的表示を付した製品の特殊な性質・品質の列挙、及び・又は
- (ii) 当該製品の関連消費者の広範な認知により決定される、地理的条件により決定される地理的表示を有する製品の名声であって、検証できるもの、及び
- (iii) 独特の気象、水理、地質、地形、生態系及びその他の自然条件を含む地理的表示に係る製品の特殊な性質・品質及び名声をもたらす地理的条件；地方の伝統的な製造工程が地理的表示を付した製品の特殊な性質・品質、及び名声を生み出し、維持する要素となる場合には、当該製造工程を含む生産者の技能に関する独自の要素（原料製造から原料加工、製品製造までの一つ、複数、又は全ての各工程、及び、製品包装工程が製品の性質・品質・名声に影響を及ぼす場合には、製品包装工程も含む）。ただし、当該要素とは、検査可能なほど明確かつ詳細な情報を含むものでなければならない（上記の情報に、未だ公開されておらず、又は当該地域を超えて広く知られていない秘密や技術的ノウハウを含む場合には、出願人は、当該情報の秘密保持についての保証がなければこれらの秘密又はノウハウに関する詳細な情報の提供を拒むことができる）
- (iv) 規則 43.4.a (i)及び(ii)に規定する地理的表示を付した製品の特殊な性質・品質及び名声と上記の規則 43.4.a (iii)に規定する地理的条件との有機的な関係。
- b) 製品の性質・品質・名声の明細書には、性質・品質・名声に関する情報に根拠があり、確実なものであること（試験、研究、調査などの結果）を証明する資料を添付しなければならない。
- 43.5 地理的表示の当該地理的地域の地図に係る要件
- 地理的表示の当該地理的地域の地図は、製品の特殊な性質・品質及び名声を形成する自然条件を十分に整える地理的地域を判定できるほど、十分な情報を表示しなければならない。地図には、地理的表示の該当地理的地域の記述資料を添付することができる。

#### 44. 地理的表示登録申請書の方式審査及び公開

地理的表示登録申請書の方式審査及び公開の手続は、本省令の規則 13 及び規則 14 に規定する一般手続に従うものとする。

#### 45. 地理的表示登録申請書の実体審査

##### 45.1 実体審査手続の実施手順

地理的表示登録申請書の実体審査は、本省令の規則 15 に規定する一般手順及び本に規定する具体的な各規定に従うものとする。

##### 45.2 申請書に記述する対象と地理的表示登録証明書との適合性の評価

地理的表示登録申請書に記述する対象が、知的財産法の第 4 条の第 22 項に規定する特定の地域、地方、領土地域、又は国を原産地とする物の表示に用いる可視的な標章でない場合には、地理的表示の保護証書に整合しないものとみなされる。

##### 45.3 保護要件に基づく地理的表示の評価

a) 申請書に記述する対象は、知的財産法の第 79 条に規定する要件を満たし、知的財産法の第 80 条に規定する場合に該当しないときは、登録を認められ、地理的表示に関する国家登録簿に記録される。特に、以下の要件の全てを満たさなければならない。

- (i) 申請書に記述する地理的表示に該当する地理的地域が一つ存在する。
- (ii) 製品が上記の地理的地域を原産地とする。
- (iii) 製品が、知的財産法の第 82 条に規定する上記の地理的地域の地理的条件により決められる特殊的な性質・品質及び・又は名声を有する。

b) 下記の場合に、申請書に記述する地理的表示は登録されない。

- (i) 当該地理的表示が、ベトナムにおける商品の一般名称である。
- (ii) 外国の地理的表示であって、その国で保護されず、保護が終了し、又は使用されなくなる。
- (iii) 地理的表示が、ベトナムで保護を受ける商標と同一又は類似するため、その地理的表示の使用が行われると、製品の原産地について誤認を招く。
- (iv) 地理的表示は、その地理的表示に係る製品の地理的原産地について消費者の誤認を招く。

##### c) 保護要件に基づく地理的表示の評価方法

上記の規則 45.3.a 及び b に定める保護要件に基づく地理的表示の評価は、出願人により提供される情報及び下記の義務的最少情報源での検索情報に基づいて実施される。

(i) ベトナムが加盟する国際条約で保護される商標を含め、ベトナムで保護を受ける商標であって、ベトナムにおいて当該地理的表示登録申請書の出願日より先に保護を受けている商標に係る製品が、当該地理的表示に係る製品と同一又は類似するもの。

(ii) 国家知的財産庁により周知商標として認められた商標。

当該地理的表示と同一又は類似する商標が発見された場合、国家知的財産庁は、商標権者に対し、通知書の署名日から 1 ヶ月以内に、当該地理的表示の登録に関する意見を提出するよう通知する。当該通知書には、当該地理的表示が知的財産法の第 80 条の第 3 項に規定する場合に属することを証明する根拠が十分にあることを条件として、商標権者は当該地理的表示の登録に異議を申し立てる権利を有することを明記する。商標権者の意見の考慮は、本省令の規則 6 に規定する第三者の意見の考慮に関する規定に従うものとする。地理的表示は、商品又はサービスの地理的原産地の表示として、ベトナム消費者の間で知られている標章と同一又は識別できないほど類似する場合、当該地理的表示に係る製品の実の地理的原産地について、消費者の誤認を招く。

#### 45.4 実体審査結果の通知

地理的表示登録申請書の実体審査結果の通知は、本省令の規則 15.7 に規定する一般規定に従うものとする。

### 46. 地理的表示登録証明書の付与、登録、及び公開

地理的表示登録証明書の付与、登録、及び公開の手続は、本省令の規則 18 及び規則 19 の規定に従うものとする。

## 第 2 章

### 産業財産権譲渡契約登録手続及び発明の強制実施権許諾手続

#### 第 1 節

#### 産業財産権譲渡契約登録手続

### 47. 産業財産権譲渡契約登録書類

47.1 産業財産権譲渡契約登録書類は、下記の各資料から構成される。

- a) 本省令の付属書 D に規定する様式 01-HDCN で作成される産業財産権譲渡契約登録の申請書 2 部。
- b) 契約書原本又は適法な謄本 2 部；契約書がベトナム語以外で作成される場合には、ベトナム語翻訳文を添付しなければならない；契約書が複数のページから構成される場合には、各ページに各当事者のイニシャル署名をつけ、割り印を押印しなければならない。
- c) 保護証書の原本。
- d) 当該所有権が共同所有に属する場合には、共同所有者の産業財産権譲渡に関する同意文書。
- e) 委任状（代理人を通じて書類を提出する場合）。
- g) 料金及び手数料の納付証書。

47.2 産業財産権対象の使用権譲渡契約（産業財産権使用権譲渡契約）の登録書類は、下記の各資料から構成される。

- a) 本省令の付属書 D に規定する様式 02-HDSD で作成される産業財産権対象使用権譲渡契約登録の申請書 2 部。

- b) 契約書原本又は適法な謄本 2 部；契約書がベトナム語以外で作成される場合には、ベトナム語翻訳文を添付しなければならない；契約書が複数のページから構成される場合には、各ページに各当事者のイニシャル署名をつけ、割り印を押印しなければならない。
- c) 当該所有権が共同所有に属する場合、産業財産権対象使用権譲渡に関する共同所有者の同意文書。
- d) 委任状（代理人を通じて書類を提出する場合）。
- e) 料金の納付証書。

#### 48. 登録書類処理手続

- 48.1 国家知的財産庁は、産業財産権譲渡契約登録書類が本省令の規則 48.3 に規定する誤りを含まない場合には、下記の各業務を実施する。
- a) 産業財産権譲渡・産業財産権使用権譲渡の契約登録の証明書付与決定を発出する。
  - b) （産業財産権譲渡契約の場合）：新規所有者を保護証書に記録する；保護中の商標に係る商品及びサービスの一部を譲渡する場合には、被譲渡人に新規商標登録証明書を付与し、譲渡された部分について、元の保護証書における商品・サービスリストの範囲を画定する；又は（産業財産権対象使用権譲渡契約の場合）：出願人に産業財産権使用権譲渡契約の登録証明書を付与する；契約書 2 部に登録印を押印し、1 部を申請者に渡し、1 部を保管する。
  - c) 産業財産権譲渡に関する国家登録簿に、産業財産権譲渡を記録する。
  - d) 決定の署名日から 2 ヶ月以内に、産業財産官報に産業財産権譲渡契約登録証明書付与決定を公開する。
- 48.2 国家知的財産庁は、産業財産権譲渡契約登録書類が本省令の規則 48.3 に規定する誤りを含む場合には、下記の手続を実施する。
- a) 契約登録拒絶予定の通知書を発出する。通知書においては、書類の誤りを明確化し、かつ出願人が誤りを補正し、又は契約登録拒絶予定に対して異議を申し立てるために、通知書の署名日から 1 ヶ月の期間を設定する。
  - b) 出願人が設定の期限内に、誤りを補正せず、その補正が要件を満たさず、又は契約登録拒絶予定について、異議を申し立てず、もしくは異議が不適法である場合には、拒絶通知書を発出する。
- 48.3 産業財産権譲渡契約登録書類は、下記の場合のいずれかに属する場合に、誤りがあるとみなされる。
- a) 申請書が不適法である。
  - b) 必要資料のいずれかを欠く。
  - c) 委任状が不適法である。
  - d) 契約の謄本が適正に認証されていない。
  - e) 契約の譲渡人の名前及び住所が譲渡する権利、委任状、申請書の発生根拠となる保護証書、又は契約の当該情報に整合しない；契約の被譲渡人の名前及び住所が、委任状又は申請書に記述する名前及び住所に整合しない。
  - g) 契約に、譲渡人と被譲渡人全ての署名（及び、もしあれば、押印）が含まれ

ていない。

- h) 譲渡人が保護証書の所有者でない。
  - i) 関連の産業財産権対象の保護期間が満了しており、又は当該対象の紛争中である。
  - k) 譲渡契約は、知的財産法の第 140 条又は第 144 条の第 1 項に規定する内容を欠く。
  - l) 契約は、知的財産法の第 139 条に規定する産業財産権譲渡の制限条件に関する規定に整合しない内容を有し、又は知的財産法の第 144 条の第 2 項に規定する産業財産権対象使用権の被譲渡人の権利に関する不利な制限条項を有する。
  - m) 産業財産権譲渡が第三者の産業財産権を侵害すると判断する根拠がある。
- 48.4 産業財産権譲渡契約登録書類の処理期間は、2 ヶ月とする（申請者が誤りを補正する期間を含まない）。

#### **49. 産業財産権対象の使用権譲渡契約の内容補正、更新、及び有効期間満了前の終了の記録**

49.1 登録した産業財産権対象の使用権譲渡契約の内容補正、更新、及び有効期間満了前の終了の記録は、本規則の規定に基づき、国家知的財産庁により記録されなければならない。

49.2 契約の内容補正、更新、終了の記録請求書

a) 産業財産権使用権譲渡契約の内容補正、更新、又は有効期間満了前の終了の記録の請求書は、下記の各資料から構成しなければならない。

(i) 本省令の付属書 D に規定する様式 03-SDHD で作成される産業財産権使用権譲渡契約の内容補正、更新、又は有効期間満了前の終了の記録の請求書 2 部。

(ii) 産業財産権対象使用権譲渡契約登録証明書の原本（契約の内容補正又は更新を登録する場合）。

(iii) 契約の各当事者の名前及び住所の補正証明資料。

(iv) 契約期間の延長及び有効期間満了前の終了を含め、補正又は補足する必要がある具体的な契約事項に関する合意書又は記録資料。

(v) 委任状（代理人を通じて請求を提出する場合）。

(vi) 料金の納付証書。

b) 契約の更新の記録の請求書は、産業財産権対象使用権譲渡契約登録証明書に記述する契約の有効期間満了の 1 ヶ月前までに提出されなければならない。

49.3 契約の内容補正、更新、又は終了の請求書の受領日から 1 ヶ月以内に、国家知的財産庁は、下記の規定に基づき、書類を考慮する。

a) 国家知的財産庁は、書類が適法である場合には、産業財産権使用権譲渡契約の内容補正、更新、又は終了の記録決定を発出する；産業財産権使用権譲渡契約の補正又は更新の内容を産業財産権使用権譲渡契約登録証明書に記録する；産業財産権譲渡に関する国家登録簿に、産業財産権譲渡契約の補正、更新、又は終了の内容を記録する；決定の署名日から 2 ヶ月以内に、産業財産官報に産業財産権使用権譲渡契約の内容補正、更新、又は終了の記録決定を公

開する。

- b) 国家知的財産庁は、書類が誤りを含む場合には、産業財産権使用権譲渡契約の内容補正、更新、又は終了の記録拒絶予定の通知書を発出する。通知書においては、書類の誤りを明確化し、かつ出願人がその誤りを補正し、契約登録拒絶予定に対して異議を申し立てるために、拒絶予定通知書の発出日から1ヶ月間の期間を設定する；出願人が設定の期限内に誤りを補正せず、その誤りの補正が要件を満たさず、異議を申し立てず、又はその異議が不適法である場合には、産業財産権使用権譲渡契約の内容補正、更新、又は終了の記録拒絶の通知書を発出する。

## 第2節

### 発明の強制実施権許諾手続

#### 50. 発明の強制実施権許諾発出の請求書

- 50.1 知的財産法の第145条の第1項のa、b及びcに規定する発明使用の能力、任務、もしくは需要を有し、又はdに規定する競争制限行為を行われる組織又は個人は、本節の具体的な規定に基づき、知的財産法の第147条の第1項に規定する権限のある機関に対して、発明の強制実施権許諾を発出することを請求することができる。
- 50.2 発明の強制実施権許諾発出の請求書は、下記の各資料から構成する。
- a) 本省令の付属書Dに規定する様式04 – CGBBで作成される発明の強制実施権許諾の請求書2部。
- b) 発明の強制実施権許諾発出の請求が法律の規定上の合理的な根拠に基づくことを証明する資料。具体的には、下記の通りである。
- (i) 発明の強制実施権許諾発出請求が知的財産法の第145条の第1項のaの規定に基づく場合には、請求時点において、公益、非商業的、国防、安全保証、疾病予防、治療、栄養、又はその他緊急の社会的な必要性に対応するための実際上の需要が存在するにもかかわらず、特許権者が発明を使用せず、その不使用が上記目的の達成に影響を及ぼすことを証明する資料を添付しなければならない。
- (ii) 発明の強制実施権許諾発出請求が知的財産法の第145条の第1項のbの規定に基づく場合には、特許権者が知的財産法の第136条の第1項及び第142条の第5項に規定する発明使用義務を履行せず、請求時点において発明登録申請書の出願日から4年間の期限及び発明に係る特許付与日から3年間の期限が満了していることを証明する資料を添付しなければならない。
- (iii) 発明の強制実施権許諾発出請求が知的財産法の第145条の第1項のcの規定に基づく場合には、当該発明を使用する必要がある者が、合理的な期間にわたり、合理的な価格及び商業的な条件に基づいて協議したにもかかわらず、発明実施権譲渡契約締結について特許権者と合意に至らなかったことを証明する資料を添付しなければならない。当該資料には、発明使用の需要、協議期間、当該発明を使用する必要がある者の提示した価格及び具体的な商業的条

- (iv) 発明の強制実施権許諾発出請求が知的財産法の第 145 条の第 1 項の c の規定に基づく場合には、発明特許保有者が競争法上競争制限行為として禁止される行為を実施したことを証明する資料を添付しなければならない。
- (v) 半導体技術の分野において発明の強制実施権許諾の発出を請求する場合には、その発明の使用が公益又は非商業的な目的に限られることを証明する資料を添付し、又は発明特許所有者が競争法上競争制限行為として禁止される行為を実施したことを証明する資料を提出する。
- c) 委任状（代理人を通じて書類を提出する場合）。
- d) 料金納付証書。

## 51. 発明の強制実施権許諾発出の請求書の処理手続

51.1 書類は、下記の規定に従って提出される。

- a) 知的財産法の第 145 条の第 1 項の b、c に規定する書類は、国家知的財産庁に提出される。
- b) 知的財産法の第 145 条の第 1 項の a に規定する書類は、発明を管理する各省庁又は省庁相当機関に提出される。

### 51.2 書類審査

本省令の規則 51.1.b に規定する書類がある場合には、各省庁又は省庁相当機関が書類の受理、審査機関を指定する。

書類の受領日から 2 ヶ月以内に、国家知的財産庁、各省庁、省庁相当機関の書類審査機関（以下「書類審査機関」という）は、下記の規定に基づいて書類を審査する。

- a) 適正書類の場合：書類審査機関は、書類の受領日から 15 日以内に、発明の強制実施権許諾発出の請求について、発明特許保有者に文書で通知し、通知書の発送日から 1 ヶ月以内に文書で意見を出すよう当該特許権者に請求する；必要に応じて、意見の対立を解消し、発明使用権譲渡契約を締結するために再協議するよう関係者に請求する。各関係者間の合意が達成できず、発明使用権譲渡契約締結に関する権利者の不合意が不合理であると判断する場合には、書類検討結果を報告し、発明の強制実施権許諾を発出することを科学技術大臣又は省庁相当機関の大臣もしくは長に答申する。

請求が知的財産法の第 145 条の第 1 項の a の規定に該当し、発明の使用が公益又は非商業的な目的の達成にある場合には、各省庁又は省庁相当機関は、特許権者の意見提出及び関係者の協議を請求せずに、発明の強制実施権許諾を発出することができる。

- b) 発明実施権許諾発出の請求について知的財産法の第 145 条に規定する正当な根拠がない場合には、書類審査機関は、科学技術大臣又は省庁相当機関の大臣もしくは長に対し、書類審査結果を報告するとともに拒絶予定の通知書を出発するよう答申する。その通知書においては、拒絶の理由を明確化するとともに、申請者の拒絶理由に対する意見提出期間として、通知書の発送日から 1



書類出願人が書類の誤りを補正し、又は異議を申し立てる期間は、書類審査期間に算入しない。

- c) 知的財産法の第 145 条の第 1 項の a に規定する場合に属する書類の場合には、各省庁又は省庁相当機関の書類審査機関は、上記の a 及び b の規定に基づき、省庁相当機関の大臣又は長に決定を提示する前に、科学技術省の意見を（国家知的財産庁経由で）聴取するために、書類を複製し、送付する。書類の受領日から 15 日間以内に、国家知的財産庁は、書類を考慮し、省庁相当機関の大臣又は長が発明の強制実施権許諾を発出し、又は拒絶通知書を発出することを提言する旨を文書で伝達するように、科学技術大臣に報告する。
- 51.3 国家知的財産庁による書類審査結果の受領日から 15 日以内に、科学技術大臣は、発明の強制実施権許諾を考慮してこれを発出し、又は拒絶理由を明確化したうえで発明の強制実施権許諾の拒絶通知書を申請者に送付する。  
省庁相当機関の大臣又は長は、科学技術大臣からの提言文書の受領日から 15 日以内に、発明の強制実施権許諾を考慮し、発出し、又は発明使用権譲渡強制の拒絶通知書を書類出願人に送付し、その通知書に拒絶理由を明確化する。科学技術大臣の提言に賛成しない場合に、省庁相当機関の大臣又は長は、文書で通知し、その理由を明確化する。
- 51.4 発明の強制実施権許諾は、省庁相当機関の大臣又は長により、発明使用権の被譲渡人、発明使用権特許保有者及び国家知的財産庁に送付される。  
国家知的財産庁は、決定の署名日から 1 ヶ月以内に、産業財産権譲渡に関する国家登録簿に記録し、2 ヶ月以内に、産業財産官報に公開しなければならない。

## 52. 強制許諾された発明実施権の終了請求

- 52.1 強制許諾された発明実施権の終了は、譲渡強制決定を発送した省庁相当機関の大臣又は長により決定される。
- 52.2 強制許諾された発明実施権の終了請求は、下記の各資料から構成する。
  - a) 強制許諾された発明実施権の終了請求書。
  - b) 発明実施権の強制許諾の原因が消滅し、再発する可能性がないと同時に、発明使用終了が強制許諾された発明実施権の被許諾者に損害を与えないことを証明する資料。
  - c) 委任状（代理人を通じて請求を提出する場合）。
  - d) 料金納付証書。
- 52.3 強制許諾された発明実施権終了請求及び終了決定発送の受理及び処理の手続は、本省令の規則 51 に規定する強制決定上の発明使用権譲渡請求書の受理及び処理の手続の場合と同様に実施される。

## 第 3 章 産業財産権代理

## 第 1 節

### 産業財産権代理業務の開業資格認定証の発行及び剥奪

#### 53. 開業資格認定証の発行

##### 53.1 開業資格認定証の発行条件

知的財産法の第 155 条の第 2 項に規定する各条件の該当者は、産業財産権代理業務の開業資格認定証を付与される。認定証を付与されるために、その者は、本規則に従い、請求書を国家知的財産庁に提出しなければならない。

##### 53.2 開業資格認定証の発行請求書

- a) 産業財産権代理業務の開業資格認定証の発行請求書は、下記の各資料から構成する。
  - (i) 本省令の付属書 E に規定する様式 01-CCHN で作成される産業財産権代理業務の開業資格認定証（開業資格認定証）の発行請求書 2 部。
  - (ii) 国家知的財産庁により実施された産業財産権代理業務試験の合格通知書の謄本。
  - (iii) 3x4 サイズの写真 2 枚。
  - (iv) 料金納付証書。

##### 53.3 開業資格認定証発行請求書の処理

国家知的財産庁は、書類が適法である場合、書類の受領日から 1 ヶ月以内に、書類を考慮の上、開業資格認定証発行決定を発送し、出願人に開業資格認定証を付与する；開業資格認定証を産業財産権代理に関する国家登録簿に記録する；決定の署名日から 2 ヶ月間以内に、産業財産官報に開業資格認定証発行を公開する；又は書類の誤りを通知し、出願人がその誤りを補正するために 1 ヶ月の期間を設定する；又は、出願人が誤りを補正せず、補正が不十分であり、又は書類が不適法である場合には、拒絶理由を明確化したうえで開業資格認定証発行の拒絶通知書を発出する。

#### 54. 開業資格認定証の剥奪

産業財産権代理人が違反行為を行い、開業資格認定証剥奪の処分を受けた場合には、国家知的財産庁は、行政違反処分権限のある国家機関の産業財産権代理業務の開業資格認定証の剥奪決定に基づき、開業資格認定証剥奪決定を発出する；産業財産権代理業務組織の産業財産権代理人名簿から当該産業財産権代理人の名前を削除する；決定の署名日から 2 ヶ月以内に、産業財産官報に開業資格認定証剥奪を公開する。

#### 55. 開業資格認定証の再発行

開業資格認定証が紛失し、又は使用不可能な程度に損傷した（破れたり、汚れたり、色褪せたりするなど）場合には、国家知的財産庁は、本省令の付属書 E に規定する様式 02-CLCC で作成される産業財産権代理人の請求書に応じて、産業財産権代理業務の開業資格認定証を再発行する手続を行う。

開業資格認定証の再発行手続は、本省令の規則 53.3 に規定する開業資格認定証発行の手続と同様に実施される。

## 第 2 節

### 産業財産権代理業務組織の記録、補正、及び削除

#### 56. 産業財産権代理業務組織の記録

- 56.1 国家知的財産庁に対し、出願人代理権の行使を許可されるためには、産業財産権代理業務組織は、本規則の規定に基づき、産業財産権代理に関する国家登録簿に登録する手続を行わなければならない。
- 56.2 産業財産権代理に関する国家登録簿に産業財産権代理業務組織を記録する請求書は、下記の各資料から構成する。
- a) 本省令の付属書 E に規定する様式 03-YCGN で作成される当該産業財産権代理業務組織の記録請求書 2 部。
  - b) 当該組織における産業財産権代理業務の開業資格認定証を有する構成員の名簿；上記構成員の採用決定・労働契約の謄本を添付する。
  - c) 当該組織の事業登録証明書・営業登録証明書の謄本。
  - d) 当該組織の産業財産権代理業務料金表。
  - e) 上記の規則 56.2.b に記述する名簿に入る各構成員のいずれかへの組織の長の代理委任状（もしあれば）。
  - g) 料金納付証書。
- 56.3 書類の受領日から 1 ヶ月以内に、国家知的財産庁は、本省令の規則 53.3 に規定する産業財産権代理業務の開業資格認定証発行手続の場合と同様に、産業財産権代理業務組織の記録請求書を考慮する。

#### 57. 産業財産権代理業務組織関連の情報記録の補正

- 57.1 産業財産権代理業務組織は、当該組織の名前及び住所、ならびに産業財産権代理人名簿の各構成員の名前及び住所に関する変更を記録することを請求することができる。
- 57.2 産業財産権代理業務組織関連の情報記録についての補正を請求する書類は、下記の各資料から構成する。
- a) 本省令の付属書 E に規定する様式 04-YCSD で作成される産業財産権代理業務組織関連の情報補正の記録請求書 2 部。
  - b) 補正された産業財産権代理業務組織の事業登録証明書・営業登録証明書の謄本（組織の名前又は住所を変更する場合）。
  - c) 組織の構成員である産業財産権代理人の採用決定、又は労働契約終了決定（組織の産業財産権代理名簿の構成員を変更する場合）。
  - d) 料金納付証書。
- 57.3 産業財産権代理業務組織関連の情報補正の請求書の処理手続は、本省令の規

則 53.3 に規定する手続と同様に実施される。

## 58. 産業財産権代理業務組織の解除

知的財産法の第 156 条の第 2 項に規定する場合には、国家知的財産庁は、産業財産権代理業務組織の削除決定を発出する；産業財産権代理に関する国家登録簿にその産業財産権代理業務組織の削除を記録する；その組織の事業登録証明書、営業登録証明書の発行権限のある機関に、産業財産権代理業務組織の削除を通知する；決定の署名日から 2 ヶ月以内に、産業財産官報にその解除を公開する。

### 第 3 節

#### 産業財産権代理業務検査

## 59. 産業財産権代理業務検査

産業財産に関する政令第 28 条に規定する産業財産権代理業務検査（以下「検査」という）は、下記の具体的な規定の通りに実施される。

### 59.1 産業財産権代理業務検査の審議会

産業財産権代理業務検査の審議会（以下「検査審議会」という）は、国家知的財産庁により設立され、国家知的財産庁長官により公開された知的所有権代理業務検査規制（以下「検査規制」という）に従い、試験問題を作成し、試験を組織し、試験問題の解答を採点する義務を負う。

検査審議会は、国家知的財産庁長官である審議会長、副会長、秘書委員及び検査審議会に参加可能な専門家名簿から審議会長により指定されるその他の委員から構成する。検査審議会に参加可能な専門家名簿は、国家知的財産庁、又は科学技術大臣により当該提言に基づき認可された産業財産権代理に関する社会・職業的組織に所属し、産業財産権確立に関する法律及びその法律の実践的な施行に精通する専門家から構成する。

審議会の決定は、審議会委員の三分の二の賛成意見の表決原則で採択される。審議会委員の業務に対する報酬は、検査規制に規定する産業財産権代理検査料金の徴収金額から支出される。

### 59.2 試験受験登録

- a) 知的財産法の第 155 条の第 2 項の a から d までの条項に規定する条件への該当者は、本規則の規定に基づき、受験を登録することを認められる。
- b) 受験登録書類は、国家知的財産庁に提出され、下記の各資料から構成する。
  - (i) （本省令の付属書 E に規定する様式 05-KTNV で作成される）試験の受験登録申請書 2 部。
  - (ii) 大学卒業証書の謄本。
  - (iii) 産業財産権法律に関する教育を受け、又はこの事業で経験を積んだことを証明する資料：科学技術省により承認された産業財産権に関する法律訓練コースの修了証明書、又は書類出願人が産業財産権専攻の学士もしくは修士論文

を執筆した訓練機関の証明書の謄本；又は書類出願人が産業財産権に関する国家又は国際機関で、連続5年間以上産業財産権登録申請書審査業務を直接的に実施し、又は知的財産法の第155条の第1項のdに規定する産業財産権関連法律の業務に従事したことについての政府管轄機関の証明資料（産業財産権に関する監査、検査、検察、裁判、法制、法律相談；研究員名義の科学研究、産業財産権に関する公演）。

- (iv) 3x4 サイズの写真2枚。
- (v) 試験料金納付証書。
- 59.3 書類が適法である場合には、国家知的財産庁は、試験の受験資格について書類出願人に通知するとともに、試験の日時、場所、及びスケジュールを通知する。
- 59.4 試験の内容及び問題
  - a) 試験内容は、下記から構成する。
    - (i) ベトナムの産業財産権関連の法律及びベトナムが加盟する国際条約。
    - (ii) 産業財産権登録申請書の作成、提出、及び事務処理の業務。
    - (iii) 産業財産権情報の調査及び利用の業務。
    - (iv) 必要に応じて、その他の内容。
  - b) 解答及び採点基準とともに、試験問題は検査審議会長により認可され、試験開始まで秘密を保持される。
- 59.5 試験の組織
  - a) 試験は、適法な受験登録者数が5名以上となった場合、臨時に（不定期に）組織される。
  - b) 試験問題は、検査審議会により、認可した解答及び採点基準で採点される。
  - c) 試験結果は、国家知的財産庁により受験者に通知される。受験者は、試験結果を検証することを国家知的財産庁に請求することができる。検査審議会は、国家知的財産庁長官の規定に基づき、試験結果を検証する責任を負う。試験結果は、産業財産権代理業務の開業資格認定証発行に関して、2年間有効である。

## 第4章

### 産業財産権情報の確保

#### 60. 産業財産権に関する国家データベースの構築及びその管理

- 60.1 国家知的財産庁は、研究、応用、開発及びその他の社会経済的諸活動のための産業財産権情報に関する需要に適時、十分かつ正確に対応するため、産業財産権に関する国家データベースを構築し、管理する責任を負う。
- 60.2 産業財産権に関する国家データベースは、調査目的に整合するよう選択的、系統的に収集される下記の公開情報から構成される。
  - a) 産業財産権登録申請書。

- b) 付与された保護証書及びベトナムで保護を承認された産業財産権。
- c) 科学技術の先進諸国・地域において付与された発明特許。
- d) 情報利用目的に応じたその他の産業財産権保護証書。

## 61. 国家データベースにおける産業財産権情報へのアクセス及びその利用

- 61.1 全ての組織及び個人は、国家知的財産庁に情報利用者として登録した後に、産業財産権に関する国家データベースに格納された情報にアクセスし、利用することができる。
- 61.2 産業財産権情報にアクセスし、利用する必要性のある者（「情報使用者」）は、自ら国家データベースで情報を調べ、検索しなければならない。  
情報使用者は、法定の料金を支払って、国家データベースで情報を調べ、検索することを国家知的財産庁に請求することができる。

## 62. 産業財産権情報調査業務

- 62.1 情報使用者は、国家データベースで情報を調べ、検索することを国家知的財産庁に請求するときは、（本省令の付属書 F に規定する様式 01-YCTC、02-YCTC 及び 03-YCTC で作成される）調査請求書を作成し、その中で、調査の目的及び範囲（調査の分野、情報含有資料の種類、期間、国、又は地域など）を明確化する。
- 62.2 国家知的財産庁は、調査請求書の受領日から 1 ヶ月間以内に、情報使用者に回答する。  
国家知的財産庁は、調査請求が適正である場合（本省令の規則 62.1 に規定する適正調査請求書があり、調査料金を納付した場合）には、情報使用者に対して、その請求に対応した情報調査の結果を明記した調査報告を送付する。  
国家知的財産庁は、調査請求が不適正である場合（調査請求書が不適正であり、調査の目的及び範囲が不明確であり、又は調査料金を納付しないなど）には、調査請求実施拒絶を通知し、その拒絶理由を明確化する。
- 62.3 調査報告は、発見した情報及び上記の情報の出典のみを含有する。調査請求事項に関する情報が見つからない場合に、報告書にそれを明確化しなければならない。  
調査報告は、発見した情報に関する評論的又は評価的な内容を含有してはならない。
- 62.4 調査報告には、調査を実施し、調査結果に責任を負う者の氏名を明確化しなければならない。

## 63. 各地方における産業財産権情報の確保

- 63.1 中央直轄省・都市の産業財産権に関する国家管理機関（科学技術局）は、自らの条件及び能力に応じて、地方における研究、応用、生産、経営の開発及び産業財産権保護のための産業財産権情報を確保するために、産業財産権データベースを設立し、管理することができる。

63.2 中央直轄省・都市の産業財産権に関する国家管理機関は、本省令の規定に基づき、産業財産権情報確保の諸活動を行う責任及び権限を有する。

#### **64. 書類謄本発行**

64.1 全ての組織及び個人は、国家知的財産庁に対して、当該書類が真正な謄本であることの証明を含め、国家知的財産庁により発行又は保管される各書類の謄本交付を請求することができる。未公開の申請書に関する各書類の場合には、出願人のみが謄本の交付を請求することができる。謄本交付請求者は、規定上の料金を納付しなければならない。

64.2 書類謄本発行の請求書は、下記から構成する。

a) 書類謄本発行請求書 2 部。

b) 国家知的財産庁により発行された資料の原本（資料が国家知的財産庁で保管されない場合）。

c) 料金納付証書。

64.3 謄本発行請求書の受領日から 3 日以内に、国家知的財産庁は、謄本を付与し、又は拒絶理由を明確化した拒絶通知書を発出する。

### **第 5 章**

#### **施行条項**

#### **65. 産業財産権に関する手続進行規制**

国家知的財産庁は、産業財産権に関する政令及び本省令の規定に整合する産業財産権に関する手続進行規定を公開する責任を負う。

#### **66. 経過規定**

66.1 本省令に規定する発明登録申請書は、以前の規定に従う発明特許発行申請書及び実用新案特許発行申請書を含むと定義される。

66.2 以前の規定に基づき、ベトナムで保護を認められた国際出願商標の場合に、WIPO の公報、又は国際出願商標を公開する国家知的財産庁の公報は、その商標に係る権利を証明する根拠となる。

66.3 料金及び手数料に関する新規規定が施行される前に、本省令に規定する料金及び手数料の金額は、産業財産権の料金及び手数料の徴収、納付、管理及び使用の制度に関するガイドラインを提供する財政省の 2004 年 12 月 30 日付省令第 132/2004/TT-BTC 号に従うものとする。

66.4 従前の規定に従った資料の様式は、国家知的財産庁が技術的条件の全部を完了し、本省令に規定する資料の様式を正式に適用することを通知するまで、引き続き使用される。

#### **67. 施行効力**

- 67.1 本省令は、下記の省令を代替する。
- a) 産業財産権確立手続及び産業財産権に関する詳細規定の政府の 1996 年 10 月 24 日付政令第 63/CP 号の一部手続について、施行ガイドラインを提供する科学技術環境省の 1996 年 12 月 31 日付省令第 3055/TT-SHCN 号。
  - b) 工業意匠に係る産業財産権確立手続の実施ガイドラインを提供する科学技術省の 2003 年 11 月 5 日付省令第 29/2003/TT-BKHCH 号。
  - c) 発明・実用新案に係る産業財産権確立手続の実施ガイドラインを提供する科学技術省の 2003 年 11 月 5 日付省令第 30/2003/TT-BKHCH 号。
- 67.2 本省令は、官報掲載時から 15 日後に発効する。

大臣

**Hoang Van Phong**

(ホアン・ヴァン・フォン)

**宛先：**

- 首相、各副首相；
- 各省庁、省庁相当機関、政府直轄機関；
- 最高人民法院、最高人民検察院；
- 中央直轄省・都市の人民評議会、人民委員会；
- 中央直轄省・都市の科学技術局；
- 法律文書検査局（司法省）；
- 官報
- 保管：国家知的財産庁、事務所。